

平成 2 8 年 第 1 回 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	平成 2 8 年 3 月 4 日		
招 集 の 場 所	御 代 田 町 議 事 堂		
開 閉 会 日 時	開	平成 2 8 年 3 月 4 日	午前 1 0 時 0 8 分
	閉	平成 2 8 年 3 月 1 4 日	午前 1 1 時 4 7 分

第 1 日 目

開 議 ・ 散 会 の 日 時	開	平成 2 8 年 3 月 4 日	午前 1 0 時 0 8 分
	散	平成 2 8 年 3 月 4 日	午後 4 時 3 5 分

出 席 及 び 欠 席 議 員 の 氏 名 、 席 次

議 席	氏 名	出 欠 席	議 席	氏 名	出 欠 席
1	池 田 る み	出 席	8	仁 科 英 一	出 席
2	井 田 理 恵	出 席	9	茂 木 勲	出 席
3	五 味 高 明	欠 席	1 0	笹 沢 武	出 席
4	徳 吉 正 博	出 席	1 1	内 堀 恵 人	出 席
5	奥 田 敏 治	出 席	1 2	市 村 千 恵 子	出 席
6	野 元 三 夫	出 席	1 3	池 田 健 一 郎	出 席
7	小 井 土 哲 雄	出 席	1 4	古 越 弘	出 席

会議録署名議員	11番 内堀 恵人
	12番 市村 千恵子

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	茂木 康生
局長補佐兼係長	古越 光弘

説明のため出席した者の職氏名

町 長	茂木 祐司	副町長	渡辺 晴雄
教 育 長	櫻井 雄一	会計管理者	山本 邦重
総務課長	尾台 清注	教育次長	重田 重嘉
企画財政課長	土屋 和明	保健福祉課長	古畑 洋子
町民課長	荻原 浩	建設水道課長	大井 政彦
産業経済課長	荻原 春樹	税務課長	内堀 淳志
消 防 課 長	土屋 寛		
議 事 日 程	別紙		
議長 の 諸 報 告	別紙		
会 議 事 件	別紙		
会 議 の 経 過	別紙		

第 1 回定例会会議録

平成 28 年 3 月 4 日（金）

開 会 午前 10 時 08 分

―― 日程第 1 開会宣言 ――

○議長（古越 弘君） おはようございます。これより、平成 28 年第 1 回御代田町議会議定例会を開会します。

ただいまの出席議員は 13 名であります。五味高明議員、所用のため欠席する旨の届出がありました。

理事者側では、全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

―― 諸般の報告 ――

○議長（古越 弘君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

茂木議会事務局長。

（議会事務局長 茂木康生君 登壇）

○議会事務局長（茂木康生君） おはようございます。

書類番号 1 をお願いいたします。

諸般の報告

1. 本定例会に別紙配布のとおり町長から議案 43 件、報告 2 件が提出されております。
2. 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。
3. 本定例会に別紙配付した請願文書表のとおり、請願 2 件が提出され、受理しました。
4. 本定例会に説明のため、町長ほか関係者に出席を求めました。
5. 本定例会における一般質問通告者は、池田健一郎議員他 4 名であります。
6. 閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

次のページからは監査委員の定期監査、例月出納検査報告書でございますので、

後ほどご覧ください。

また、閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折に報告いたしますので、この場においては省略とさせていただきます。以上です。

○議長（古越 弘君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

――― 日程第 2 会期決定 ―――

○議長（古越 弘君） 日程第 2 会期決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議してありますので、議会運営委員長より報告を求めます。

小井土哲雄議会運営委員長。

（議会運営委員長 小井土哲雄君 登壇）

○議会運営委員長（小井土哲雄君） おはようございます。

それでは、報告いたします。

2月26日、午前10時より、議会運営委員会を開催し、平成28年第1回御代田町議会定例会に提出予定の議案、一般質問等について、審議日程等を決定したので、報告いたします。

本定例会に町長から提案された案件は、議案43件、報告2件の計45件であります。一般質問の通告者は5名であります。12月の定例会以後提出された請願が2件あり、受理いたしました。

これにより、会期は本日より3月14日までの11日間とすることに決定いたしました。

次に、審議日程につきましては、書類番号1、23ページをご覧ください。

会期及び審議日程予定表。

第 1 日目	3 月 4 日	金曜日	午前 10 時	開会	
					諸般の報告
					会期の決定
					会議録署名議員の指名
					町長招集のあいさつ
					議案上程、議案に対する質疑
					議案の委員会付託

第 2 日目	3 月 5 日	土曜日		議案調査
第 3 日目	3 月 6 日	日曜日		議案調査
第 4 日目	3 月 7 日	月曜日	午前 1 0 時	一般質問
第 5 日目	3 月 8 日	火曜日	午前 1 0 時	一般質問
第 6 日目	3 月 9 日	水曜日	午前 1 0 時	常任委員会
第 7 日目	3 月 1 0 日	木曜日	午前 1 0 時	常任委員会
第 8 日目	3 月 1 1 日	金曜日	午前 1 0 時	全員協議会
第 9 日目	3 月 1 2 日	土曜日		休会
第 1 0 日目	3 月 1 3 日	日曜日		休会
第 1 1 日目	3 月 1 4 日	月曜日	午前 1 0 時	委員長報告 質疑・討論・採決 閉会

続いて、各常任委員会、全員協議会の会場、時間について、報告いたします。

常任委員会

総務福祉文教常任委員会

3 月 9 日 水曜日 午前 1 0 時 大会議室

3 月 1 0 日 木曜日 午前 1 0 時 大会議室

町民建設経済常任委員会

3 月 9 日 水曜日 午前 1 0 時 議場

3 月 1 0 日 木曜日 午前 1 0 時 議場

全員協議会開催日程

3 月 1 1 日 金曜日 午前 1 0 時 大会議室

以上で報告を終わります。

○議長（古越 弘君） ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日より 3 月 1 4 日までの 1 1 日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日より 3 月 1 4 日までの 1 1 日間と決しました。

―――日程第3 会議録署名議員の指名―――

○議長（古越 弘君） 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長において

1 1 番 内堀 恵人議員

1 2 番 市村 千恵子議員

を指名いたします。

―――日程第4 町長招集あいさつ―――

○議長（古越 弘君） 日程第4 町長より、議会招集のあいさつを願います。

茂木祐司町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 先ほどは、議員の皆様にお配りしました議会招集のあいさつの資料に不手際がありました。大変申しわけありませんでした。

それでは、平成28年第1回御代田町議会定例会招集あいさつを申し上げさせていただきます。議員の皆様には、時節柄大変お忙しい中にも関わらず、ご参集を賜り、議会が開会できますことに心から感謝申し上げます。

御代田町といたしましては、本年を「地方創生元年」と位置づけ、人口増対策、産業経済の振興による地域活性化など、町の底力をつけるための取り組みを始めてまいります。

重点的な事業をいくつか申し上げます。

子育て支援としましては、大林児童館の増築と東原児童館の建て替えを行って、小学校3年生までしか受け入れができない現状を改善し、小学校6年生までの受け入れができることによって、子育て世代や共働き家族などが安心して働くことができる環境を整えてまいります。

また、保育料につきましては、平成27年4月1日に施行された子ども・子育て支援法とともに、長野県独自の多子世帯軽減策を導入しながら定めてまいりましたが、幼児教育の段階的無償化に向けた取り組みとしまして、国の改正案では、平成28年4月から低所得者及びひとり親世帯等における負担軽減措置が拡大される予定となっております。このことから、詳細が国から提示され次第、当町も保育料の見直しを行うとともに、町独自で、第2子と第3子を中心に新たな軽減策を実施

する方向で検討作業を進めてまいります。

企業誘致に向けた取り組みにつきましては、長野県の東京事務所に町職員を派遣するなどの組織体制を整えるほか、企業誘致のための土地の確保や企業に対する新たな支援策の拡充を検討しております。

具体的には、新たな用地を取得した企業に対する補助金で、1件の上限額を1億円程度の規模で調整しているところです。また、雇用支援対策として、1年間を通じての新規雇用者1人当たり30万円を補助する事業についても検討します。なお、創業を支援するセミナーの開催や、既存の企業に対する支援策としての商工業振興補助金、工業振興奨励補助金について継続実施するとともに、企業との密接な情報交換などを行う中で、新たな支援策の検討を進めてまいります。

更に、移住・定住対策として、新幹線を利用して通勤、通学する際の定期券の購入に対する補助、通勤のため、車で御代田町から新幹線駅の駐車場を利用する人への駐車場使用料に対する補助、また住宅取得に対する補助など、人口増加に向けた事業を総合的に検討し、早期に実施するよう指示いたしました。

また、見守り、買い物、移送といった生活支援を提供していく仕組みを構築し、町民が高齢者になっても安心して地域で暮らし続けることができるための取り組みも始めます。

町役場、新庁舎の建設につきましては、庁舎建設工事費16億7,850万円、特殊基礎工事1億400万円、造成工事3,600万円、施工監理業務1,173万円など、18億3,177万円を新年度予算に計上しております。このうち庁舎建設工事費と施工監理業務は、平成29年11月末までを予定しておりますので、平成28年度は単年度分の予算を計上させていただきました。契約については、複数年契約となりますので、6月の第2回定例会において、債務負担行為の案件を提出させていただく予定です。

今後のスケジュールとしましては、現在実施中の蒸留施設、倉庫等の解体工事を本年3月31日を工期としており、4月から7月ごろまで造成工事を実施し、庁舎本体の発注を8月ごろ予定しております。本体工事は15カ月の工期を予定し、平成29年11月ごろの完成を予定しております。

企業を誘致するためにも、人口を増やすためにも、安全なまちづくりは、その基本となるものです。とりわけ浅間山の防災対策は緊急の課題です。平成26年秋、

シチズン時計マニュファクチャリングが、浅間山の噴火によって起きる融雪型火山泥流のリスクを理由に、佐久市へ移転することが発表されました。浅間山の融雪型火山泥流は、山腹に50センチの積雪で中規模噴火が発生した場合を想定したハザードマップが作成されています。

よく言われるのは、1926年に、北海道十勝岳で融雪型火山泥流が発生し、144人の犠牲者が出ましたが、その後、1989年1月の十勝岳の噴火では、山腹に多量の積雪があったにも関わらず小規模な泥流しか発生しませんでした。このことから、融雪型火山泥流が発生する条件は研究課題の1つとされています。とはいうものの、リスクとして存在することに間違いありません。町民の安全・安心の確保、更には企業が安心して活動できる場の提供を行っていかねばなりません。

ハード事業は、町で行える規模の工事ではありません。そのため、国土交通省が計画し、推進している砂防堰堤の建設など、減災対策事業の早期実現をお願いし、可能な限りの支援を行います。

また、町としては、ソフト事業としての活動を行ってまいります。研究課題としては、企業誘致や人口増対策をダイナミックに進める上で、いかに早く、広く、御代田町の魅力やタイムリーな情報を日本と世界に発信できるかということです。これまでは、主に、「広報やまゆり」や、パンフレット、ホームページなどで情報発信をしてきましたが、今の時代に合った新たな情報発信の方策を検討する必要があります。

本年は、昭和31年に、小沼村、御代田村、伍賀村の3村が昭和の大合併により御代田町となり、平成28年9月30日をもって60周年となります。

御代田町の名前の由来につきましては、明治8年5月1日に、小田井村、前田原、池田新田、児玉新田の4町が合併して御代田村になりましたが、村名選定に当たっては、「維新の御代」ということで、明治維新によって天皇が位について世をおさめたことを慶賀し、祝福する意味で「御代」とし、各村名にある「田」という文字をとって「御代田」とつけたそうです。

先人の皆様のおかげで、長野県内でも貴重な人口増加の町をつくり上げてまいりましたが、合併60周年に当たる今年度は、60周年を広く周知するとともに、御代田町の魅力を効果的に発信し、町民の皆様が更に町への愛着や誇りを高めていた

だけのような記念事業を行ってまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いをいたします。

平成27年12月末の長野県内の特殊詐欺被害件数は、前年の1.5倍となり、被害が後を絶ちません。町民の皆様の個人情報と財産を守るため、今後も消費者行政を推進してまいります。

さて、本定例会に提案させていただいております案件は、専決1件、人事案2件、事件案4件、条例案19件、平成28年度当初予算案11件と、平成27年度補正予算案6件の計17件、報告事項2件の、合計45件です。

提案させていただきます議案の概要を申し上げます。

まず、専決事項では、平成27年12月16日決定の平成28年度与党税制改正大綱において、個人住民税減免申請等の際に個人番号の記載を要しない旨が定められたことにより、御代田町徴税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、専決させていただきました。

人事案につきましては、御代田財産区管理委員の選任と教育委員会委員の任命です。

事件案につきましては、地域福祉センターほか、集会施設としての役割を担っている7施設の指定管理者の指定についての4件です。

新たな条例の制定につきましては、行政不服審査法の改正により、不服申立ての審理結果の諮問に関して、地方公共団体の諮問機関として附属機関を置くことを規定していますので、これを受け、御代田町行政不服審査会条例を制定するものです。

条例の一部改正については、委員会の組織と見直しにより、国民保護協議会条例及び防災会議条例の一部改正を、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例ほか9件は、上位法の改正を受けての一部改正となります。

一般職の職員の給与に関する条例ほか2件は、長野県人事委員会勧告に合わせて、給与等の改訂を行うものです。

町営駐車場条例及び御代田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例は、サービスの充実を図るための一部改正です。

御代田町B&G海洋センター設置及び管理に関する条例は、プールの解体工事完了による見直しによるものです。

平成28年度は第5期御代田町長期振興計画の初年度となるとともに、地方創生

への取り組みを本格的に進めていく重要な年となります。

長期振興計画、御代田町総合戦略を基本に、健全財政を堅持しながら事業効果を検討する中で、当初予算編制を行いました。

一般会計の予算額は、74億4,944万円で、前年度に比べ17億947万円、29.8%の増加となっています。

歳入では、町税が23億2,546万円の計上で、前年度に比べ1億6,936万円の増となっています。穏やかな景気回復を受け、所得の増加による個人町民税の増、一部企業ではありますが、業績が良好なことによる法人町民税の増加を見込んでいます。

固定資産税は、土地の下落、土砂災害特別警戒区域指定に伴う軽減などがあるものの、新增築家屋や償却資産の増加を見込んでいます。

平成28年度地方財政対策では、交付税総額は前年度とほぼ同額を確保とされていますが、基準財政収入額の増が見込まれることから、普通交付税は9,000万円の減としました。また、社会資本整備総合交付金9,671万円、社会保障税番号制度システム整備費補助金、学校施設環境改善交付金の皆減から、国庫支出金1,786万円の減となっています。

現在、実施計画を行っている役場調査整備事業の財源として、庁舎建設基金からの繰り入れを計上し、繰入金が8億3,448万円の増、同事業での借り入れを計上して、町債で7億480万円の増となっています。

歳出では、平成28年度から本体建設に着手する役場庁舎整備経費18億3,177万円をお願いしました。都市再生整備計画事業として、東原児童館新築事業1億5,178万円、南浦3号線ほか道路改良事業9,332万円、社会資本整備総合交付金事業として4橋の橋梁修繕工事など、3,510万円を予定しています。

また、地方創生にかかる事業としましては、創業支援事業100万円、就労支援事業100万円、浅間高原アート発信事業200万円のほか、空き家バンクの登録促進や企業誘致なども積極的に進めてまいります。

このほか、証明書コンビニ交付事業、雪窓保育園大規模改修工事や、新クリーンセンター整備負担金、農業体質強化基盤整備促進事業補助金を受けて実施する。抜井地区用排水路改良工事、新クリーンセンター整備に伴う改良工事を含んだ町単独道路新設改良費などをお願いしました。

また、特別会計については、旧特別会計で、総額 3 億 8, 8 9 6 万円と、前年に比べ 1 億 2, 7 5 4 万円、3. 2%の減少となっています。

減額の主な要因ですが、時間をかけて取り組んできた介護予防事業の成果があらわれ、保険給付費が抑えられている介護保険特別会計、前年度に保険給付費の伸びを大きく見込んでいたため、前年比では減額計上となっている国民健康保険事業勘定特別会計によるものです。

続きまして、平成 2 7 年度一般会計補正予算第 7 号の概要ですが、歳入歳出総額から、それぞれ 2 億 3, 4 8 9 万円を減額し、合計 6 億 1, 8 4 8 万円とするものです。

歳入は歳出事業費の見込みや確定による国、県支出金や町債の減額と合わせ、役場庁舎整備経費の財源としていた庁舎整備基金繰入金を今年度に備え取りやめたことによる減額を計上しています。

歳出は、自治体情報セキュリティ強化対策委託金 1, 4 9 0 万円、公共下水道事業特別会計繰出金 9 8 1 万円の増額のほか、都市再生整備計画事業として実施している道路改良事業や橋梁修繕事業において、測量設計や工事費など、事業費の確定に伴う減額などを計上しました。なお、地方創生加速化交付金事業として、公共交通ニーズ調査 3 5 0 万円、NPO 法人化支援補助金 2, 2 4 9 万円を計上していますが、交付金の内容が非常に不透明であり、不採択の可能性も含んだ計上となっていますので、ご承知おきください。

また、特別会計の補正予算につきましては、国民健康保険事業勘定特別会計など 4 会計において、合計 3, 4 5 2 万円の減額補正を計上しました。

報告事業につきましては、平成 2 8 年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算並びに土地開発公社第 2 回補正予算の報告です。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議をいただき、原案どおりのご採決をいただきますようお願いを申し上げまして、平成 2 8 年第 1 回御代田町議会定例会招集のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（古越 弘君） これより、議案を上程いたします。

○議長（古越 弘君） 日程第5 議案第2号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀税務課長。

（税務課長 内堀淳志君 登壇）

○税務課長（内堀淳志君） おはようございます。

議案書の5ページをお願いいたします。

議案第2号 専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

平成28年3月4日 提出

御代田町長 茂 木 祐 司

6ページをお願いいたします。

専第1号 御代田町徴税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、平成27年12月31日、専決処分をさせていただきました。

今回、平成28年度与党税制大綱が、平成27年12月16日、閣議決定されました。一部の手続における個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示されたことに伴いまして、平成27年第4回定例会で議決いただきました御代田町徴税条例等の一部を改正する条例の改正が急遽必要となったことから行ったものです。改正の内容につきましては、住民税及び特別土地保有税のそれぞれの減免申請書に個人番号の記載が不要となったことに伴う改正となっております。

7ページをご覧ください。

改正条文の朗読は割愛させていただきますが、改正条文中、条例第51条が住民税関係、条例第139条の3が特別土地保有税関係の条文となっております。

また、8ページ及び9ページは、新旧対照表となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上が、専決処分させていただきました御代田町徴税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の内容でございます。ご承認いただきますよう、よろしく申し上げます。説明は以上です。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、議案第2号 専決処分事項の報告については、原案のとおり決しました。

―――日程第 6 議案第3号 御代田財産区管理委員会委員の選任について―――

○議長(古越 弘君) 日程第 6 議案第3号 御代田財産区管理委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋企画財政課長。

(企画財政課長 土屋和明君 登壇)

○企画財政課長(土屋和明君) それでは、議案書の10ページをご覧ください。

議案第3号 御代田財産区管理委員会委員の選任について。

下記の者を御代田財産区管理委員会委員の選任にしたいから、御代田財産区管理委員会協議書第3条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記といたしまして

住 所 御代田町大字御代田2421番地2

氏 名 櫻井 税

生年月日 昭和20年11月8日

今回の選任につきましては、管理委員のお一方から昨年12月に辞任届が提出さ

れ、この2月の管理会で受理されたことによりまして、1名が欠員となっております。後任として同氏を選任したいというものでございます。お認めいただけますれば、任期は、前任者の残任期間、平成29年3月31日までとなります。ご同意をいただきますよう、お願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

本案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり選任することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、議案第3号 御代田財産区管理会委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

―――日程第7 議案第4号 教育委員会委員の任命について―――

○議長（古越 弘君） 日程第7 議案第4号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

尾台総務課長。

（総務課長 尾台清注君 登壇）

○建設課長（尾台清注君） それでは、議案書の11ページをお願いいたします。

教育委員会委員の任命につきましては、平成27年12月、上原貴夫前教育委員長が辞職されまして空席となっております。本来であれば、そのときに新たに任命をお願いするところでございますけれども、今回、選任案の茂木氏が佐久市立浅間中学校校長として在職していたため、この3月31日の退職をもって提出することとなりました。今回、任命同意を求めるために議案を提出するものでございます。

議案第4号 教育委員会委員の任命について、下記の者を教育委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会

の同意を求める。

記といたしまして

住 所 御代田町大字塩野 1 2 9 8 番地

氏 名 茂木 伸一

生年月日 昭和 3 0 年 7 月 2 9 日

平成 2 8 年 3 月 4 日 提出

御代田町長 茂 木 祐 司

教育委員会委員の任命同意をお願いいたします茂木伸一氏は、信州大学卒業後、昭和 5 3 年、篠ノ井中学校の教員として新任以来、本年のこの 3 月 3 1 日、浅間中学校校長を最後に定年退職されます。この間、小中学校の教諭として 2 4 年、教育事務所指導主事及び主幹指導主事として 7 年間、中学校の教頭、副校長として 4 年間、そして校長として 3 年間、計 3 8 年間勤務されてございます。また、佐久全体の校長会長も務められてございます。

今回、教育委員会委員として、教育委員会改革や教育行政全般にわたり、その経験を生かしていただきたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定にあります人格が高潔で、教育、芸術、文化に関し識見を有する者として、任命同意をお願いするものでございます。

任期につきましては、平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日までの 4 年間の任期となります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

本案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第 4 号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、議案第4号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

――日程第8 議案第5号 御代田町コミュニティセンターの指定管理者の指定について――

○議長（古越 弘君） 日程第 8 議案第5号 御代田町コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土屋企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） 議案書の12ページをお開きください。

議案第5号 御代田町コミュニティセンターの指定管理者の指定について

下記の者を御代田町コミュニティセンターの指定管理者として指定したいから、御代田町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

施設の名称は、塩野地区コミュニティセンター。

所在が、御代田町大字塩野799番地3。

指定管理者といたしましては、御代田町塩野区。

指定の期間は、平成28年4月1日から33年3月31日までの5年間でございます。

今回の指定につきましては、今年度末で平成23年からの5カ年の指定管理期間が終了することから、改めて指定しようとするものです。よろしくお認めをいただきますようお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、議案第5号 御代田町コミュニティセンターの指定管理者の指定については、原案のとおり決しました。

―――日程第 9 議案第6号 御代田町地域福祉センターの指定管理者の

指定について―――

○議長(古越 弘君) 日程第 9 議案第6号 御代田町地域福祉センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

(保健福祉課長 古畑洋子君 登壇)

○保健福祉課長(古畑洋子君) 議案書の13ページをお願いいたします。

議案第6号 御代田町地域福祉センターの指定管理者の指定について

下記の者を御代田町地域福祉センターの指定管理者として指定したいから、御代田町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記

施設の名称 御代田町地域福祉センター

施設の所在 御代田町大字御代田1772番地1

指定管理者 御代田町社会福祉協議会

指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。

ハートピアみよたでございますが、本年度末で5年間の指定期間が満了いたします。この間、指定管理者である御代田町社会福祉協議会は、地域福祉の推進役とし

て、社会福祉事業の活性化と町民の福祉の増進を図ってきております。指定管理者を指定するためには議会の議決を経て指定する必要があるため、ご承認をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、議案第6号 御代田町地域福祉センターの指定管理者の指定については、原案のとおり決しました。

―――日程第10 議案第7号 御代田町農村研修施設の指定管理者の

指定について―――

○議長（古越 弘君） 日程第10 議案第7号 御代田町農村研修施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原産業経済課長。

（産業経済課長 荻原春樹君 登壇）

○産業経済課長（荻原春樹君） 議案書の14ページをお願いいたします。

議案第7号 御代田町農村研修施設の指定管理者の指定について

下記の者を御代田町農村研修施設の指定管理者として指定したいから、御代田町

公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

記としまして。

1番、御代田町転作促進研修施設東部地区集会所、施設の所在、御代田町大字草越410番地1、指定管理者、御代田町草越区。

2番目としまして、施設の名称、御代田町転作促進研修施設北部地区集会所、施設の所在、御代田町大字御代田4108番地466、指定管理者、御代田町西軽井沢区。

3としまして、御代田町転作促進研修施設南部地区集会所、所在、御代田町大字御代田3846、指定管理者、御代田町兎玉区。

4番目としまして、御代田町転作促進研修施設西部地区集会所、施設の所在、御代田町大字御代田2158、指定管理者、御代田町荒町区。

5番目、御代田町麦、大豆生産振興センター、施設の所在、御代田町大字御代田1772番地2、指定管理者、御代田町上宿区。

以上、5施設の指定の機関でございますが、平成28年4月1日から平成33年3月31日までです。

今回、5件の指定管理者の指定につきましては、平成23年度から27年度までの指定管理期間が満了するため、新たに指定しようとするものです。よろしくご審議を賜りますよう、お願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第7号 御代田町農村研修施設の指定管理者の指定については、原案のとおり決しました。

――日程第11 議案第8号 御代田町農家高齢者創作活動施設の

指定管理者の指定について――

○議長(古越 弘君) 日程第11 議案第8号 御代田町農家高齢者創作活動施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原産業経済課長。

(産業経済課長 荻原春樹君 登壇)

○産業経済課長(荻原春樹君) 議案書の15ページをお願いいたします。

議案第8号 御代田町農家高齢者創作活動施設の指定管理者の指定について、下記の者を御代田町農家高齢者創作活動施設の指定管理者として指定したいから、御代田町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

施設の名称 御代田町高齢者創作館

施設の所在 御代田町大字馬瀬口632番地6

指定管理者 御代田町馬瀬口区

指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まででございます。

こちら、今回の指定管理者の指定につきましては、23年から27年までの指定管理期間が満了するため、新たに指定しようとするものでございます。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

○議長(古越 弘君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第 8 号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第 8 号 御代田町農家高齢者創作活動施設の指定管理者の指定については、原案のとおり決しました。

―――日程第 1 2 議案第 9 号 御代田町国民保護協議会条例の一部を

改正する条例案について―――

○議長(古越 弘君) 日程第 1 2 議案第 9 号 御代田町国民保護協議会条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

尾台総務課長。

(総務課長 尾台清注君 登壇)

○総務課長(尾台清注君) それでは、議案書の 1 6 ページをお願いいたします。

議案第 9 号 御代田町国民保護協議会条例の一部を改正する条例案について、ご説明いたします。

御代田町国民保護協議会条例の一部を改正する条例案について、別紙のとおり提出する。

平成 2 8 年 3 月 4 日 提出

御代田町長 茂 木 祐 司

改正理由につきましては、武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律の規定によりまして、御代田町国民保護協議会委員を任命しています。現在、構成人数 3 0 人以内と定めていますが、見直しを行いまして、現状に即した人数として 3 2 人以内として改正条例案を上程するものでございます。

17ページをお願いいたします。

御代田町国民保護協議会条例の一部を改正する条例（案）

第2条第1項中「30人」を「32人」に改めるものでございます。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第13 議案第10号 御代田町防災会議条例の一部を

改正する条例案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第13 議案第10号 御代田町防災会議条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

尾台総務課長。

（総務課長 尾台清注君 登壇）

○総務課長（尾台清注君） 19ページをお願いいたします。

議案第10号 御代田町防災会議条例の一部を改正する条例案について、ご説明いたします。

御代田町防災会議条例の一部を改正する条例案について、別紙のとおり提出する。

平成28年3月4日 提出

御代田町長 茂 木 祐 司

災害対策基本法に基づきまして、防災会議委員に自衛官を任命すること、及び議会議長については役職で任命することがより適正と考え、訂正させていただくものでございます。

20ページをお願いいたします。

御代田町防災会議条例の一部を改正する条例（案）について。

第3条5項中9号を11号としまして、5号から8号まで、これを2つずつ繰り下げまして、2号に「陸上自衛官」を追加、4号に「町長がその部内の職員のうちから」を「町の職員のうちから町長が指名する者」に改めまして、5号とし、6号に「議会議長」を加えてございます。6号の委員定数「30」人を「32名」と変更するものでございます。

この条例は、公布の日から施行する。

委員の任期につきましては、平成30年3月11日までに任命された者につきましては、平成30年3月11日までとなります。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第14 議案第11号 御代田町行政不服審査会条例を

制定する条例案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第14 議案第11号 御代田町行政不服審査会条例を制定する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

尾台総務課長。

（総務課長 尾台清注君 登壇）

○総務課長（尾台清注君） 議案書の23ページをお願いいたします。

議案第11号 御代田町行政不服審査会条例を制定する条例案について、ご説明いたします。

御代田町行政不服審査会条例を制定する条例案について、別紙のとおり提出する。

平成28年3月4日 提出

御代田町長 茂 木 祐 司

御代田町行政不服審査会条例を制定する条例案については、行政不服審査法の改正によりまして、不服申立ての審理結果の諮問に関して、地方公共団体の諮問機関として附属機関を置くことを規定しております。そのため、この条例を定めることによりまして、これとするものでございます。

24 ページに条例制定案がございます。

第1条には趣旨を、第2条には行政不服審査会を置くとしまして、第3条の中では、委員は5名以内、そして4名にて委員、第5条に会長、第6条に会議、第7条、費用負担についてを規定しまして、第8条では費用の減免について規定してございます。最後、第9条は雑則としてございます。

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第15 議案第12号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び

費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第15 議案第12号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

尾台総務課長。

（総務課長 尾台清注君 登壇）

○総務課長（尾台清注君） 議案書の26ページをお願いいたします。

議案第12号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について、ご説明いたします。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について、別紙のとおり提出する。

平成28年3月4日 提出
御代田町長 茂木 祐司

26ページをお願いいたします。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について、行政不服審査法の改正によりまして、行政不服審査会条例を制定し、審査会を設置することとなりました。この場合、その委員は地方公務員法に該当する非常勤特別職となりますので、行政不服審査会の委員を追加するものでございます。

別表に、行政不服審査会の委員を追加するものでございます。

附則、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

――日程第16 議案第13号 御代田町個人情報保護条例の一部を

改正する条例案について――

○議長（古越 弘君） 日程第16 議案第13号 御代田町個人情報保護条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

尾台総務課長。

（総務課長 尾台清注君 登壇）

○総務課長（尾台清注君） 議案書29ページをお願いいたします。

議案第13号 御代田町個人情報保護条例の一部を改正する条例案について、ご説明いたします。

御代田町個人情報保護条例の一部を改正する条例案について、別紙のとおり提出する。

平成28年3月4日 提出
御代田町長 茂 木 祐 司

30ページをお願いいたします。

御代田町個人情報保護条例の一部を改正する条例案について、行政不服審査法の改正による書面等の写しの交付手数料を定めまして、審理委員制度の適用除外規定を定めるものでございます。17条の見出しに「開示請求を要する」を加えまして、2項として、手数料を加え、23条1項の不服申立てとなった場合の措置を改めるとともに、3項を追加し、34条を36条としまして、第4章個人情報保護審査会中に、不服申立てに要する費用負担と費用減免についてを加えるものでございます。

附則、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

――日程第17 議案第14号 御代田町公文書公開条例の一部を

改正する条例案について――

○議長（古越 弘君） 日程第17 議案第14号 御代田町公文書公開条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

尾台総務課長。

（総務課長 尾台清注君 登壇）

○総務課長（尾台清注君） 議案書の33ページをお願いいたします。

議案第14号 御代田町公文書公開条例の一部を改正する条例案について、ご説明いたします。

御代田町公文書公開条例の一部を改正する条例案について、別紙のとおり提出する。

平成28年3月4日 提出
御代田町長 茂 木 祐 司

34ページをお願いいたします。

御代田町公文書公開条例の一部を改正する条例（案）について。

行政不服審査法の改正による書面等の写しの交付手数料を定めまして、審理委員制度の適用除外を同様に定めるものでございます。

9条中に、「別に定めるところにより」を削りまして、2項として「公文書の公開について」を加え、11条の見出し中に「公開の決定等に要する」を加えまして、2項としまして手数料の徴収を加えてございます。不服申立てがあった場合の措置に規定した12条1項を改めまして、2項としまして、新たに法9条1項については適用しないことを加えまして、17条、19条としまして、14条から16条は、これを2条ずつ繰り下げてございます。14条に「(不服申立てに要する費用負担)」と、15条に「(費用の減免)」についてを加えるものでございます。

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

この際、暫時休憩します。

（午前11時02分）

（休 憩）

（午前11時15分）

○議長（古越 弘君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

―――日程第18 議案第15号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を

改正する条例案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第18 議案第15号 一般職の職員の給与に関する条例の

一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

尾台総務課長。

(総務課長 尾台清注君 登壇)

○総務課長(尾台清注君) 議案書の38ページをお願いいたします。

議案第15号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、ご説明いたします。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、別紙のとおり提出する。

平成28年3月4日 提出

御代田町長 茂 木 祐 司

39ページをお願いいたします。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、人事院は平成27年8月6日に、長野県人事委員会は同年の10月19日に、公務員の給与等に関する勧告を行いました。これを受けての改正及び人事評価制度の結果を勤勉手当に反映することが義務づけられたものによる改正でございます。

施行期日ごと2条立てに区分し、まとめた構成となっております。

第1条 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正として、勤勉手当の額について、30条において定められております。第1項で、一般職の職員の勤勉手当を「100分の75」を「100分の85」に、管理職員を「100分の95」を「100分の105」に、同様に、再任用職員及び再任用の管理職員の勤勉手当を0.1月分上げる改正でございます。

附則の13項では、55歳以上の特定職員の減額が規定されてございます。この該当職員の勤勉手当減額対象額を、一般職「100分の1.125」を「100分の1.1275」に、管理職員は「100分の1.425」を「100分の1.575」にして、最低号級に達しない場合の一般職員は「100分の75」を「100分の85」に、そして、この管理職員につきましては、「100分の95」を「100分の105」と、勤勉手当減額対象額を上げるものでございます。

別表では、等級表の改正を行うものでございます。

43ページをお願いいたします。

第2条 一般職の給与に関する条例の一部改正としまして、第1条中の、地公法（地方公務員法）の改正を受けまして、「第24条第6項」を「第24条第5項」に改めまして、5条の2職務の級も、これも地公法の改正に伴いまして、等級別基準職務表を定めることとなります。

27条の3第1項及び第29条では、字句を改めまして、先ほど第1条で改正しております勤勉手当になりますけれども、30条1項1号にて、一般職の勤勉手当を「100分の85」を「100分の80」に、管理職員の「100分の105」を「100分の100」に、同項2号中、再任用職員「100分の40」を「100分の37.5」に、再任用の管理職員「100分の50」を「100分の47.5」に改めます。

32条及び33条1項中の別表2を別表3に改めるものでございます。

附則の13項では、55歳以上、特定職員の減額について規定されておりますけれども、この該当職員の勤勉手当減額対象額を、一般職を「100分の1.275」を「100分の1.2」に、管理職員は「100分の1.575」を「1.5」に、最低号級に達しない場合の一般職員につきましては「100分の85」を「80」に、管理職員については「100分の105」を「100」とするものでございます。そして、「別表第2」を「等級別基準職務表」と改めるものでございます。

附則としまして、施行期日につきまして、この条例の適用は交付の日から施行。ただし、2条につきましては、平成28年4月1日よりとしてございます。

2番に、1条の俸給表は、27年4月1日から適用し、30条の1項、これは期末手当でございますけれども、及び附則の13項の55歳以上の特定職員の減額については、平成27年12月1日から適用するものでございます。

3としまして、給与の内払いについてを定めてございます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

――日程第19 議案第16号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与に

関する条例の一部を改正する条例案について――

○議長（古越 弘君） 日程第19 議案第16号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

尾台総務課長。

（総務課長 尾台清注君 登壇）

○総務課長（尾台清注君） 議案書の55ページをお願いいたします。

議案第16号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、ご説明いたします。

御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、別紙のとおり提出する。

平成28年3月4日 提出

御代田町長 茂 木 祐 司

56ページをお願いいたします。

御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、一般職の職員の給与に関する条例と同様に、長野県人事委員会の公務員の給与等に関する勧告を受けての改正でございます。前回と同じ、施行期日ごとに2条立てに区分けした形でまとめてございます。

第1条では、平成27年12月期におけます期末手当の支給月数を「100分の162.5」から「100分の167.5」に改めます。

第2条で、6月期期末手当、「100分の147.5」を「150」に、12月期期末手当「100分の167.5」を「100分の165」に改めるものでございます。

附則、この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成27年12月1日から適用する。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

――日程第20 議案第17号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する

条例の一部を改正する条例案について――

○議長（古越 弘君） 日程第20 議案第17号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

尾台総務課長。

(総務課長 尾台清注君 登壇)

○総務課長（尾台清注君） 議案書の59ページをお願いいたします。

議案第17号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について、ご説明いたします。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について、別紙のとおり提出する。

平成28年3月4日 提出

御代田町長 茂 木 祐 司

60ページをお願いいたします。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について。

御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例と同様の理由でございます。また、内容についても同じでございます。

施行期日で2条立てとまとめてございます。

第1条については、5条2項にて、これは12月期における期末手当の支給月数を「100分の162.5」から「167.5」に、第2条で、6月期期末手当「100分の147.5」を「150」、12月期期末手当を「100分の167.5」を「165」に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第1

条の規定は、平成27年12月1日から適用する。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第21 議案第18号 職員の勤務時間及び休暇等に関する

条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第21 議案第18号 職員の勤務時間及び休暇等に関する
条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

尾台総務課長。

（総務課長 尾台清注君 登壇）

○総務課長（尾台清注君） 議案書の63ページをお願いいたします。

議案第18号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例
案について、ご説明いたします。

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について、別紙
のとおり提出する。

平成28年3月4日 提出

御代田町長 茂 木 祐 司

64ページをお願いいたします。

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について、学校
教育法の一部改正によりまして、現行の小中学校に加えまして、小学校から中学校
までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が、新たな学校の種類として規定され
ました。平成28年4月1日から施行されることとなってございますので、このた
めに改正を行わせていただいております。

第1条では、地方公務員法の改正によりまして、「24条第6項」が「24条第

5 項」と改めてございます。

第 5 条の 2、第 1 項第 2 号中「小学校」の次に「、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学校部」を加えるものでございます。

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、経過措置を附則の 2 で規定してございます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 22 議案第 19 号 御代田町職員の旅費に関する条例の

一部を改正する条例案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第 22 議案第 19 号 御代田町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

尾台総務課長。

（総務課長 尾台清注君 登壇）

○総務課長（尾台清注君） 議案書の 66 ページをお願いいたします。

議案第 19 号 御代田町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例案について、ご説明いたします。

御代田町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例案について、別紙のとおり提出する。

平成 28 年 3 月 4 日 提出

御代田町長 茂 木 祐 司

67 ページをお願いいたします。

御代田町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例案について、地方公務員法の改正により、第 1 条中「第 24 条第 6 項」を「第 24 条第 5 項」と改めるもの

でございます。

附則、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第23 議案第20号 御代田町臨時的任用職員の給与等に関する条例の
一部を改正する条例案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第22 議案第20号 御代田町臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

尾台総務課長。

（総務課長 尾台清注君 登壇）

○総務課長（尾台清注君） 議案書の69ページをお願いいたします。

議案第20号 御代田町臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案について、ご説明いたします。

御代田町臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案について、別紙のとおり提出する。

平成28年3月4日 提出

御代田町長 茂 木 祐 司

70ページをお願いいたします。

御代田町臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

こちらにつきましても、地公法の改正によりまして、第1条中の「第24条第6項」を「第24条第5項」と改めるものでございます。

附則、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

――日程第24 議案第21号 御代田町営駐車場条例の一部を

改正する条例案について――

○議長（古越 弘君） 日程第24 議案第21号 御代田町営駐車場条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土屋企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） それでは、議案書の72ページをお開きいただきたいと思います。

議案第21号 御代田町営駐車場条例の一部を改正する条例案について、ご説明をいたします。

今回の改正は、主に契約駐車におきまして、現在は、条例上、年単位とされておりますけれども、月単位での契約を希望される利用者が多くありますことから、改正を行おうとするものでございます。

平成28年3月4日 提出

御代田町長 茂 木 祐 司

改正内容につきましては、74ページからの新旧対照表をお開きください。

第3条では、使用方法ということで、年単位とするものから1月単位というふうな改正でございます。

第6条では、公募の方法ということで、町のオフトーク通信が廃止されているため、これを削除するものでございます。

第11条では、使用料の納付ということで、月払いができるような形に改正をす

るということで、最初の日は契約からの指定の期間、その次の月からは利用開始月の最初の日、初日ということで、改正をさせていただきます。

それから、13条の中では、句点が落ちておりましたので、句点の修正をさせていただきます。

別表2の備考欄に、「契約駐車において、契約期間に1月未満の端数があるときは、1月に切り上げるものとする」ということで、改正により、利用月に端数が生じた場合のことについて、規定をいたしました。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第25 議案第22号 固定資産評価審査委員会条例の一部を

改正する条例案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第25 議案第22号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀税務課長。

（税務課長 内堀淳志君 登壇）

○税務課長（内堀淳志君） それでは、議案書の76ページをご覧くださいと思います。

議案第22号について、ご説明いたします。

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

平成28年3月4日 提出

御代田町長 茂 木 祐 司

本条例の一部改正につきましては、行政不服審査法等が平成28年4月1日から施行されることに伴う所用の整備等が主なものとなっております。

77ページをお願いいたします。

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例（案）

固定資産評価審査委員会条例の一部を次のように改正する。

改正概要につきましては、79ページ以降の新旧対照表をご覧くださいと思います。4条では、審査申出に記載すべき事項の追加、それと6項で届出人の行為について定めているものでございます。

80ページをご覧ください。第6条では、電子メールによる弁明書、今まで文書を紙で提出していたものについて、電子メール等を使ったものについても、認める条項が加えられております。10条及び11条は、手数料について追加するものです。10条で手数料の額を、11条で手数料の減免等について定めております。

81ページをご覧ください。第13条では、審査決定書の記載内容等を明示し、加えたものでございます。

附則、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

説明は以上です。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第26 議案第23号 御代田町介護保険条例の一部を

改正する条例案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第26 議案第23号 御代田町介護保険条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） それでは、議案書83ページをお願いいたします。

議案第23号 御代田町介護保険条例の一部を改正する条例案について、ご説明

いたします。

次の 84 ページをお願いいたします。

御代田町介護保険条例の一部を改正する条例（案）でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴いまして、厚生労働省関係省令の整備に関する省令が公布されました。それに伴いまして、御代田町介護保険条例第 12 条第 2 項第 1 号、こちらは保険料の徴収猶予、及び第 13 条第 2 項第 1 号、こちらは保険料の減免でございます。これに関し、個人番号の記載を追加し、条例の一部を変更するものでございます。一部改正をするものでございます。

附則ですが、この条例は、平成 28 年 4 月 1 日より施行します。

説明は以上でございます。ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

――日程第 27 議案第 24 号 御代田町地域密着型サービスの事業の人員、設備

及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について――

○議長（古越 弘君） 日程第 27 議案第 24 号 御代田町地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） それでは、議案書 86 ページをお願いいたします。

議案第 24 号 御代田町地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、説明いたします。

次の 87 ページからでございます。

御代田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）でございます。

改正理由でございますが、まず介護保険法の改正であります。それと、医療介護総合確保推進法の施行によりまして、指定地域密着型介護サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正でございます。こちらの２点となっております。

改正概要でございますが、介護保険法の改正では、法第８条第１７項の新設による項の切り下げでございます。厚生労働省令改正によるものは３点でございます。

１点目でございますけれども、利用定員が１８人以下の通所介護事業所については、小人数で生活圏域に密着したサービスであることから、地域との連携や運営の透明性が必要であり、市町村が地域包括ケアシステムの構築を図る上で整合性のあるサービスの基盤を行う必要があるため、平成２８年４月１日から、現在の県指定の事業所から市町村指定の地域密着型通所介護所へ移行することとなります。このため、条例第３章の２に、地域密着型通所介護の基準を新たに新設いたします。

２点目でございますけれども、運営推進会議の設置の義務化でございます。地域密着型通所介護は、少人数で地域に根ざしたサービスが期待されているため、地域との連携と事業所運営の透明性を確保するために、運営推進会議の設置が規定されております。

３点目でございますけれども、「複合型サービス」から「看護小規模多機能型居宅介護」への名称変更でございます。条文でございますけれども、長くなりますので、第３章の２の主な内容について、ご説明をいたします。

８８ページでございますけれども、第５９条の２には、地域指定密着型サービスに該当する指定地域密着型通所介護に関する基本方針が示されております。第５９条の３、４は、従業員数、管理者に関する基準でございます。９０ページ。第５９条の５には、事業所の設備及び備品等に関する基準でございます。９１ページ、第５９条の６から、９６ページ、第５９条の２０までは、利用者の心身の状況等の把握、指定地域密着型通所介護の基本方針等が示されております。９６ページ、第５９条の２１から、１０３ページ、第５９条の３８までは、指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準でございます。

１１１ページをお願いいたします。

附則、この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

112ページからは新旧対照表でございますので、ご参照ください。

説明は以上でございます。ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

――日程第28 議案第25号 御代田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を

改正する条例案について――

○議長（古越 弘君） 日程第28 議案第25号 御代田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） それでは、議案書171ページをお願いいたします。

議案第25号 御代田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、ご説明いたします。

次の172ページをお願いいたします。

御代田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）でございます。

改正理由でございますけれども、まず1点目は、介護保険法の改正でございます。

2点目としまして、医療介護総合確保推進法の施行による指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正でございます。

改正の概要でございますが、介護保険法改正では、法第8条第17項新設による法の切り下げでございます。厚生労働省令改正によるものは2点でございます。

1点目でございますけれども、運営推進会議の設置の義務化です。地域密着型通所介護は、少数人数の地域に根ざしたサービスが期待されるため、地域との連携と事業所運営の透明性を確保するために、運営推進会議の設置が規定されております。

2点目でございますけれども、「複合型サービス」から「看護小規模多機能型居宅介護」への名称変更でございます。

174ページ、附則でございます。

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

175ページからは新旧対照表でございますので、ご参照ください。

説明は以上でございます。ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第29 議案第26号 御代田町B & G海洋センター設置及び管理

に関する条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第29 議案第26号 御代田町B & G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

重田教育次長。

（教育次長 重田重嘉君 登壇）

○教育次長（重田重嘉君） それでは、184ページをご覧ください。

議案第26号 御代田町B & G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部

を改正する条例案についてでございます。

平成28年3月4日 提出
御代田町長 茂 木 祐 司

185ページをご覧ください。

御代田町B & G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
(案)

御代田町B & G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表中、「プール使用(半日)」とある欄を削除するものでございます。に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

この関係につきましては、御代田町B & G海洋センタープールの取り壊しに伴いまして、プール使用料に関する部分を削除するものでございます。

次のページは新旧対照表でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(古越 弘君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第30 議案第27号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を
改正する条例案について―――

○議長(古越 弘君) 日程第30 議案第27号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土屋消防課長。

(消防課長 土屋 寛君 登壇)

○消防課長(土屋 寛君) 議案書の188ページをお願いします。

議案第27号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案

につきまして、ご説明いたします。

御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出するものでございます。

189ページをお願いします。

この条例案は、第26条の見出しを「(審査請求)」に改め、同条中「異議申立」を「審査請求」に改め、消防団員の公務災害補償給付の調整率が変更されたため、所用の改正をするものでございます。

改正内容でございますが、御代田町消防団員等公務災害補償条例附則の第5条の補償のうち、年金たる傷病補償年金及び休業補償につきまして、当該の補償受給者が他の法律に伴いまして給付されている従来の調整率を、新たに調整率を改める必要があるためのものでございます。

なお、附則としまして、この条例は、平成28年4月1日からの適用となるものでございます。

以上、提案議案の概要を申し上げたところですが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第31 議案第28号 平成28年度御代田町一般会計予算案

について―――

○議長（古越 弘君） 日程第31 議案第28号 平成28年度御代田町一般会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土屋企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） 議案書の194ページをお願いいたします。

議案第28号 平成28年度御代田町一般会計予算案について、ご説明をいたします。別冊予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

平成28年度御代田町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ74億4,944万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15億円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

次の2ページから7ページまでの「第1表 歳入歳出予算」につきましては、お手元の資料番号1でご説明いたしますので、そちらをご覧ください。

まず、歳入でございます。

款1、町税。項1、町民税でございますが、9億3,040万円の計上でございます。個人が8,000万余、法人で6,300万余の増額を見込んでおります。

項2、固定資産税でございますが、11億2,441万円の計上でございます。個人では900万余の減額を見込んでおりますが、家屋で1,400万、償却資産で1,300万余を、それぞれ増額を見込んでございます。

項3、軽自動車税でございますが、4,335万円の計上でございます。軽自動

車の台数の増加と税額変更による増加を見込んでございます。

項４の町たばこ税につきましては、１億１，１８０万円、前年より本数増加分による増加を若干見込んでございます。

項６、都市計画税でございますが、１億１，５５０万円でございます。こちらも、土地は減額になってございますが、家屋の増額を見込んでございます。

款２から款９までと、次のページの款１１につきましては、県の見込みによりまして計上してございます。

款２、地方譲与税。項１、自動車重量譲与税４，０５０万円の計上でございます。

項２、地方揮発油譲与税でございますが、１，７００万円の計上でございます。

款３、項１、利子割交付金でございますが、１５０万円の計上でございます。

款４、項１、配当割交付金でございますが、３００万円でございます。

款５、項１、株式等譲渡所得割交付金、８０万円。

款６、項１、地方消費税交付金が２億５，０００万円。

款７、項１、ゴルフ場利用税交付金が２，０００万円。

款８、項１、自動車取得税交付金が６７８万円。

款９、項１、地方特例交付金が１，０００万円でございます。

次のページをお願いいたします。

款１０、項１、地方交付税でございますが、１１億８，０００万円で、普通交付税では９，０００万の減額を、特別交付税では３，０００万の増額を見込んでの計上であります。

款１１、項１、交通安全対策特別交付金が１８０万円でございます。

款１２、分担金及び負担金。項１、負担金でございますが、９，２８２万２，０００円の計上でございます。管外保育では５９０万円の増、児童クラブの負担金は若干７２万円の増、それから保育料負担金は６７５万円の減額を見込んでの計上であります。

款１３、使用料及び手数料。項１、使用料でございますが、７，１６１万円の計上でございます。クラインガルテン使用料で２００万余、駐車場使用料で４０万余、それから町営住宅収入では６０万の減を見込んでおります。

項２、手数料でございます。１，００７万１，０００円の計上ございまして、これは大きく変動はございません。

款14、国庫支出金、項1、国庫負担金でございますが、3億4,884万6,000円の計上でございます。保育所運営費負担金は、その上の欄の子どものための教育・保育給付費負担金という状況に変わってきてございます。それから、保険基盤安定事業負担金ということで、こちらで1,200万余の増額を見込んでございます。

項2、国庫補助金でございますが、1億8,823万9,000円の計上でございます。こちらにつきましては、社会資本整備総合交付金関係で2,500万余の減、それから学校施設環境改善交付金ということで、1,300万円余の減、番号制度関係でも1,600万余の減を見込んでの計上であります。

項3、委託金でございます。1,353万6,000円の計上ございまして、来年度は参議院選挙825万7,000円、それから国民年金事業では90万余の増を見込んでの計上であります。

款15、県支出金。項1、県負担金でございますが、1億9,381万1,000円の計上でございます。こちらも、名称が変わった関係で2,000万円が減額になりまして、子どものための関係で2,400万円の計上という形でございます。そのほかに、国庫基盤安定負担金が600万円増えた計上でございます。

項2、県補助金でございますが、9,166万円の計上でございます。農山漁村の活性化プロジェクトの関係は300万余の減、多子世帯関係で270万円の増、それから障害者児医療費補助金関係で120万余の増額を見込んでございます。

項3、委託金でございますが、2,832万7,000円ということで、これは、県会議員選挙が昨年終わりました510万円の減、国勢調査も終わりました590万余の減ということです。そうした関係で900万余の減を見込んでございます。

款16、財産収入。項1、財産運用収入でございますが、1,040万7,000円の計上でございます。基金利子で100万円余、それから土地貸付料では3万4,000円の減を見込んでの計上でございます。

項2、財産売払収入でございますが、301万1,000円、同額での計上でございます。

款17、寄附金。項1、寄附金でございますが、2,100万2,000円ということで、ふるさと納税で1,900万円、2,000万弱の増額を見込んでございます。

款18、繰入金。項1、基金繰入金でございますが、11億1,323万2,000円を見込んでございます。これは、役場庁舎整備基金繰入金を10億円見込んでの大きな増額となっております。

款19、項1、繰越金でございますが、5,000万円を計上させていただいております。

款20、諸収入。項1、延滞金、加算金及び過料でございますが、204万2,000円の計上でございます。前年ほぼ同額でございます。

項2、町預金利子でございますが、歳計現金等の利子で80万円の計上でございます。

項3、貸付金元利収入でございますが、2,658万9,000円でございます。奨学金の関係でも24万余の減になってございます。

項4、雑入でございますが、8,469万5,000円の計上でございます。900万円余の増となっておりますが、一番大きなものとしたしましては、消防団員の退職金の報奨金が入ってくるという状況で見込んでございます。

款21、項1、町債でございますが、12億4,190万円の計上でございます。大きなものとしたしましては、役場庁舎整備事業債ということで8億3,000万余の計上でございます。

歳入合計としたしましては、74億4,944万1,000円でございます。

続きまして、次のページ、歳出でございます。

款1、項1、議会費でございますが、7,691万円でございます。こちらにつきましては、昨年と比較いたしまして、議員の期末手当の増、60万円余の増と、それから共済費負担金が大きく、760万余減額となっております。そうした関係の中で、大きく減額になってございます。

款2、総務費。項1、総務管理費でございますが、23億6,087万8,000円でございます。大きく増額となっておりますのは、役場庁舎整備基金、18億円余でございます。

項2、徴税費でございますが、1億170万4,000円でございます。こちらにつきましては、固定資産税客体調査業務関係で900万余の減、それから土地評価管理業務委託の関係で120万余の減、土地鑑定料では600万余の増というような見込みでございます。

項 3、戸籍住民基本台帳費でございますが、5,561万1,000円の計上でございます。こちらにつきましては、コンビニ交付事業経費ということで、2,100万余が増額になってございます。

項 4、選挙費でございます。本年度は927万円の計上でございます。本年度は、参院、それから長野県選挙の関係は減額という形での計上であります。

項 5、統計調査費でございますが、66万2,000円ということで、新年度は、国勢調査が本年度は終わりましたので、その金額が大きく減ぜられております。

項 6、監査委員費でございますが、67万2,000円で、同額でございます。

款 3、民生費。項 1、社会福祉費でございますが、9億2,073万6,000円の計上でございます。国保特会への繰出金が2,400万円の増、それから佐久広域社会福祉施設整備負担金ということで1,550万余の増、それから障害者自立支援給付費関係で900万余の増ということで、大きく増額になってございます。

項 2、児童福祉費でございますが、9億2,100万1,000円の計上でございます。こちらにつきましては、認定こども園施設型給付費ということで、1,000万円余の増額を見込んでございます。それから、雪窓保育園の大規模改修で1,400万円余の増を見込んでございます。それから、東原児童館整備経費ということで1億5,000万余ということで、大きく増額となってございます。

款 4、衛生費。項 1、保健衛生費でございますが、1億7,672万9,000円の計上でございます。新斎場建設負担金がなくなりましたことによりまして、2億円余の減額となってございます。

項 2、清掃費でございます。3億4,381万1,000円の計上でございます。こちらにつきましては、新クリーンセンター整備負担金関係で、7,400万余、増額となってございます。

款 5、労働費。項 1、労働諸費でございますが、59万6,000円という計上で、ほぼ前年同額でございます。

款 6、農林水産業費。項 1、農業費でございますが、8,479万2,000円の計上でございます。こちらにつきましては、クラインガルテン整備関係で180万余の減と、農業委員関係の臨時職員賃金で170万余の増、クラインガルテン管理委託ということで190万余の増というような状況での見積もりであります。

項 2、林業費でございますが、1,814万9,000円の計上でございます。

こちらにつきましては、有害鳥獣、これは鹿でございますが、商品化事業経費ということで、330万余を増やしての計上であります。

項3、農地費でございます。9,993万1,000円の計上でございます。こちらにつきましては、農業体質強化基盤整備促進事業ということで、1,000万余の増額を見込んでの計上であります。

款7、項1、商工費でございますが、7,341万4,000円の計上でございます。こちらにつきましては、工業振興奨励補助金が1,200万余の減、それから創業支援、就労支援等では200万円の増というような状況での計上であります。

次のページをご覧ください。

款8、土木費、項1、土木管理費でございますが、3,725万3,000円の計上でございます。こちらにつきましては、道路改良、県道改良負担金で250万円の増等を見込んでの計上であります。

項2、道路橋梁費でございますが、2億1,743万6,000円ということで、こちらにつきましては、都市再生整備計画事業費で1億3,000万余の減を見込みましたので、大きな減額となっております。

項3、河川費でございますが、353万5,000円の計上でございます。ほとんど同額でございます。

項4、都市計画費、2億7,488万4,000円の計上でございます。こちらにつきましては、県の委託事業でございます都市計画基礎調査業務委託で400万円の増を見込みました。住宅リフォーム補助金は27年度をもって終了となっております。下水道特会への繰出金が2,500万余増える見込みでございます。

項5、住宅費でございます。1,300万9,000円の計上でございます。町営住宅修繕工事ということで、2,200万円の減でございますが、これは平和台住宅の取り壊しが終了したことによります。

款9、項1、消防費でございます。2億7,360万1,000円でございます。こちらにつきましては、衛星系行政無線設備更新関係の負担金で、900万、約1,000万の増額が見込まれております。それから、団員退職の報償金で1,700万の計上をいたしましたので、2,000万余の増という計上になっております。

款10、教育費。項1、教育総務費でございます。4,007万4,000円の

計上でございます。こちらは、幼稚園関係経費がこども係につけ変わったことによりまして、2,400万円の減額という状況の中で、大きく減額になってございます。

項2、小学校費でございます。7,828万7,000円の計上でございます。こちらにつきましては、南小学校の施設改良工事ということで590万余の増額を見てございますが、北小も教育振興費の消耗品300万、それから南小も同じく479万円減という状況の中で、1,300万円の減となっております。

項3、中学校費でございますが、7,330万2,000円の計上でございます。こちらにつきましては、非構造部材耐震化工事が終了いたしました。2,800万余の減、それから中学校では、振興消耗品の関係が420万円ほど増額となっております。

項4、社会教育費でございますが、1億3,669万2,000円の計上でございます。文化施設の修繕工事ということで、雨漏り等の修繕を行うということで700万余の増、それから、企画展示関係で160万余の増という状況でございます。

項5、保健体育費でございますが、4,596万6,000円の計上でございます。こちらにつきましては、プール解体工事が終了いたしましたので、3,000万余の減という形になってございます。

項6、学校給食費でございますが、7,639万9,000円の計上でございます。こちらにつきましては、手数料で80万余の増額が見込まれてございます。

款11、災害復旧費。項1、農林水産業施設災害復旧費で206万4,000円ということで、ほぼ同額。

それから、項2の公共土木施設災害復旧費も、253万円と、ほぼ同額を計上してございます。

款12、項1、公債費でございますが、8億8,672万3,000円の計上でございます。元利利子、元金償還が始まる関係で、元金で1億1,628万8,000円の増額を見込んでございます。

13の諸支出金でございますが、こちらは普通財産取得費として項目のみでございます。

予備費に、4,266万2,000円を置きまして、算出合計74億4,944

万1,000円とするものでございます。

それでは、別冊予算書の8ページをお開きいただきたいと思います。

「第2表 地方債」でございます。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法でございますが、まず公共事業等債でございますが、1億6,280万円ということで、起債の方法は、ほかのものも一緒でございますが、証書借入、又は証券発行。利率につきましては年4%以内。政府資金については、その融資条件により、銀行、その他の場合には、その債権者との協定によるものとするという条件でございます。

一般事業債として8億3,200万円、これは主に役場庁舎関係でございます。緊急防災・減災事業ということで690万円、臨時財政対策債ということで2億4,200万円ということで、合計12億4,190万円の地方債を発行する予定でございます。

説明は、以上であります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

昼食のため休憩します。午後は、1時30分より再開します。

（午前12時15分）

（休 憩）

（午後 1時30分）

○議長（古越 弘君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

野元三夫議員。

（6番 野元三夫君 登壇）

○6番（野元三夫君） 議席番号6番 野元三夫です。

28年度一般会計予算について、3点ほどお伺いします。

まず、資料番号1ページの款1、町税、項2、固定資産税で、説明欄の固定資産税が、家屋が5,500万円と前年より1,400万円ほど増加していますが、これは新築住宅の増加と考えてよろしいでしょうか。そして、また予算書の11ページの説明欄には、新築住宅取得による2分の1減免が1,800万円計上されています。そして、減免期間は一般的な家屋で3年だったと思うのですが、この家屋に

かかる固定資産税の今後の予測というのを、ちょっと1点目としてお答えいただきたいと思います。

2点目にいきます。2点目の方が、やっぱり資料番号1のページ4、4ページの款2、総務費、項1、総務管理費で、県派遣職員負担金が計上されていますが、派遣先はどこで、主な仕事はどのようなお仕事をされるのか。そして、町にとってのメリットはどのようなことを想定されているのかというのを2点目にお伺いしたいと思います。

3点目として、その下の役場庁舎整備経費が18億3,000万円計上されていますが、町長の招集あいさつでも簡単に説明があったのですが、もう少し詳しく今後の予定というものをお答えいただければと思います。

その3点、お願いいたします。

○議長（古越 弘君） 内堀税務課長。

（税務課長 内堀淳志君 登壇）

○税務課長（内堀淳志君） お答えします。

まず、1点目の固定資産税の家屋の増額が前年度より1,400万増加したという理由ですけれども、野元議員のお考えのとおり、新築家屋の増加によるものでございます。

2点目ですけれども、ご質問に関わる、家屋に関わる固定資産税の推移の予想ということなのですけれども、家屋の新築の新增築について、過去の実績を参考におおむね100棟程度ということになっておりますので、それを仮定した場合、家屋にかかる固定資産税は、おおむね5億前後を推移するのではないかというふうに個人的には考えております。

以上です。

○議長（古越 弘君） 尾台総務課長。

（総務課長 尾台清注君 登壇）

○総務課長（尾台清注君） お答えいたします。

まず、総務費の総務管理費の県派遣職員負担金ということですが、この負担金は、派遣するものではありません。地方自治法第252条の17条の規定に基づきまして、長野県から自治法派遣を受けるものでございます。同条によりまして、この県から来る職員の給与は派遣を受ける地方公共団体が負担することと

されていることから、県との職員の派遣協定に基づきまして、こちらに負担金を納入し、給与等の支払いは県が行うこととなります。

この派遣制度には、相互派遣、自立支援派遣、今説明しました自治法派遣の3つがございます。また、今回、招集あいさつでも町長は述べておりましたけれども、東京事務所に派遣する研修派遣もございます。

さて、この派遣では、各種振興策を展開する中で、経験豊富で専門的な知識を備えた県職員を課長職として迎え入れるものでございます。今年度、課長職11名中5名が退職することとなりまして、課長職が非常に若返るということとなります。若さというメリットもございますけれども、経験不足を心配する声も出てまいります。県の方で経験を積んだ40歳台の後半の方を課長として迎えまして、組織の強化を図るとともに、県との情報共有や太いパイプがつかれることとなります。このことは、将来の御代田町の行政運営に大きなメリットが生まれることとなるというふうに考えてございます。

もう1点、役場庁舎の整備経費の関係の今後のスケジュールということでございますけれども、解体工事は、この3月31日までの工期となっております。これが終了したところで、3月までに、今度、あわせながら造成工事の実施計画が完了することとなっておりますので、4月からは造成工事を着工しまして、これは一応7月ぐらいをめどとしてございます。その後、8月から特殊基礎工事を着工しながら本体工事の方に入っていく、平成29年11月末を完成予定という形で進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（古越 弘君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） わかりました。1つ目の質問のところ、減免、2分の1が1,800万計上されてという問いかけもしたのですが、これは1年間に100棟ぐらいずつ建たるだろうということであれば、そのまま減免の分にも推移しているから、将来にわたったものだから5億円ぐらいの予算で推移するだろうということ、理解しているのかというのが1つ目。

2つ目についての2番目の自治法派遣という質問のところでは、ちょっと僕の認識不足もあったのですが、県からも派遣が入るというお話を1つ聞いたとともに、今度は逆に東京事務所へ出向されるというお話をお伺いしたものですから、その東

京事務所へ派遣されるメリットというのを、ちょっとお聞かせいただければありがたいと思います。

3番目については理解できましたので、その2点について、お答えください。

○議長（古越 弘君） 内堀税務課長。

（税務課長 内堀淳志君 登壇）

○税務課長（内堀淳志君） 今の新築軽減の部分も含めまして、一応5億前後で推移するというふうを考えております。

○議長（古越 弘君） 尾台総務課長。

（総務課長 尾台清注君 登壇）

○総務課長（尾台清注君） 東京事務所の派遣につきましては、業務内容が企業誘致等々でございます。また、その活動の中には、企業誘致関係の省庁、また、それぞれの、長野県人会の皆さんのお付き合いやら、代議士先生の方にも、いろいろと情報交換等々に行くというふうになっておりますので、そちらの形から、いろいろな情報がまた町の方にも直接入ってくる場所も増えてくるのかなと思っております。

○議長（古越 弘君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） 質問を終わります。

○議長（古越 弘君） ほかに質疑のある方。井田理恵議員。

（2番 井田理恵君 登壇）

○2番（井田理恵君） 議席番号2番 井田理恵です。

私は、4点ほどお伺いいたします。

予算書83ページです。項2番、説明欄の19001、新クリーンセンターの整備負担金7,929万6,000円ですかね。7,929万円の内訳をお聞かせください。それから、これは、もし、この後全協などの説明があるかもしれないと思いますが、この場で一応大きな内訳として、金額的には7,929万ということで、建設事業費というか、準備金というのか、その辺の感じのところをちょっと読めないで教えていただきたいと思っております。

それから、予算書91ページの款6、項2、農林水産事業費の林業非常についてです。説明欄020-01、有害鳥獣（鹿）商品化事業経費334万円、そして、その下の、今これの具体的な内容を聞きました。商品化にするということで目新しい事業だと思うのですが、この先はどういうふうになるのか、これの具体的

な内容を教えていただければと思います。

それから、その下ですけれども、18003の保冷コンテナ購入費は、どこのコンテナなのか。

それから、96ページです。歳出の款7の項1、商工費。19002、工業振興奨励補助金2,971万9,000円がありますけれども、前年比よりも1,211万9,000円減っていますけれども、多分、該当するところが減ったのか、その辺をちょっと教えていただきたいなと思いました。

これについて、またちょっとお聞きしたいと思っておりますけれども、お願いいたします。

ごめんなさい。失礼しました。もう1件ございます。

県の補助金の方で600万円の、農業費ですけれども、新規就農の経営継承補助金ですけれども、これも例年と同じように600万円計上されていますが、その具体的な、具体的というか、展開と見込みと予想をお願いします。

○議長（古越 弘君） 以上でいいですか。荻原 浩町民課長。

（町民課長 荻原 浩君 登壇）

○町民課長（荻原 浩君） それでは、1点目のクリーンセンターの負担金の内訳についてお答えをいたします。

負担金の総額は7,929万6,000円のうち、温浴施設の整備費に対する負担金が7,154万2,000円で、こちらがほとんどを占めております。温浴施設の全体事業費が18億9,437万9,000円でございますので、この3.78%を御代田町で負担するというものでございます。

それと、内訳としまして、ごみ焼却施設の整備費、いよいよ来年度から土地造成等が始まりますが、こちらに対する負担分が402万3,000円で、こちらは実績割が90%、均等割10%ということで、この来年度の整備費用全体の6.89%を負担するというものでございます。

それと、最後の3つ目ですが、組合の運営費、議会とか事務費等がございますが、こちらに対する負担分が373万1,000円、こちらは実績割100%となっております。運営費全体としましては4.87%を御代田町で負担と。

この3種類を合計しまして、7,929万6,000円ということでございます。以上です。

○議長（古越 弘君） 荻原産業経済課長。

（産業経済課長 荻原春樹君 登壇）

○産業経済課長（荻原春樹君） それでは、私の方から2点目の有害鳥獣の鹿商品化事業の関係等について、ご説明いたします。

近年、全国的に有害鳥獣の鹿の増加と、捕獲した鹿の処理方法が問題となってございます。特に処理方法につきましては、現在、当町では埋設処理をしている状況であります。

動物の死骸は、現在、一般廃棄物として定義をされてございまして、本来であれば埋設処理ができないような状況があります。ただ、環境省の指針では、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に伴う留意事項というようなことで指針がございまして、捕獲されたものについては、原則として持ち帰ることとして、やむを得ない場合に限り、生態系に影響を与えないような適切な処理で埋設することが許されている状況です。御代田町においては、このような状況の中で、町有地において埋設処理をしているところでもあります。

しかし、この処理しているところが10年以上使い続けているという中で、今後、処理ができる範囲が限られている状況がありまして、今後、支障が出る可能性があります。こういった背景から、小諸市においてこれまで研究が進められていました鹿の肉をペットフードへ加工して商品化しようということで、有害鳥獣（鹿）商品化事業、こちらを計画されておりました、御代田町も参画することを検討してきました。

この事業は、小諸市が研究とか試作品の製作等を進めてきたもので、現在、新年度、5月からの稼働を目指して加工施設の建設を進めている状況であります。小諸市では、この事業を小諸市だけで進めるのではなく、捕獲固体の処理方法について苦慮している近隣の市町村と連携しまして、広域的に展開していきたいということで、鹿の処理の問題の解決を目指していこうというところでございます。

この事業につきましては、駆除した鹿は、各市町村に保冷用のコンテナを設けまして、その中に市町村では保管をして、小諸市のほうで収集して、小諸市の施設の方で商品化していくというようなことで、事業を進める予定となっております。

本年、予算計上した経費でございますが、捕獲した鹿の収集運搬・加工業務にかかる経費の委託料としまして57万4,000円、あるいは保冷コンテナを設置す

るにかかる経費としまして、電気料とか、設置するに当たって建築確認が必要な状況になってきております。そういった経費、あとコンテナを置く基礎工事などの経費をお願いしております。保冷コンテナにおきましては、御代田町のものを入れるということで、予定をしております。

続きまして、商工費の工業振興補助金の関係でございます。こちらは、町の工業振興条例に規定してあります工場適地等で事業をされている企業の用地購入費、設備投資などの固定資産税に対する補助金ということで、3年間にわたり一定割合で補助をしております。

具体的に言いますと、新規に土地を購入された場合、固定資産税相当額に、1年目100分100、2年目には100分の50、3年目は100分の30という率を掛けた額に相当する額を事業所の方に補助をしております。また、家屋とか、償却資産に対する分につきましては、若干、これも率が変わってきておまして、初年度100分の100、2年度目は100分の70、3年度目は100分の50と、こういった率を掛けて、補助をしております。

なお、この事業費につきましては、前年より1,220万ほど減額となっております。これにつきましては、初年度分の予算は、どの補助でどれだけの投資をするかというものがつかめない状況もございますので、一定の額で見積もっております。2年目、3年目におきましては、前年の実績に補助率を掛け直しまして計算をしているというような状況がございまして、初年度に多額の設備投資が行われた場合は、その分、2年目、3年目は減り幅が大きくなるような状況になっているので、そういうことでご理解をお願いしたいかと思っております。

続きまして、農業費の新規就農経営継承総合支援補助金の関係でございます。

新規就農経営継承総合支援事業補助金につきましては、経営開始直後の新規就農者に対しまして、給付金を給付する事業となっております。こちらは、国からの補助金、充当率が100%の補助金となっております。

この事業につきましては、農業従事者の高齢化が進む中、持続可能な力強い農業の実現というようなことで、青年の新規就農者等を支援する事業となっております。具体的には、経営の安定が難しい新規就農から5年の間、年額150万円を給付することとなっております。ただし、農業所得が250万を超えた場合、支給がとまるようなシステムになっておまして、27年度予算では、2名ほど所得オー

パーになった方がいらっしゃいまして、減額をお願いしております。

平成28年度事業では、継続者3名と、新規予定されています1名の4名分を600万円、歳入、歳出、それぞれ計上させていただいております。今後、こういう予定者がいらっしゃいましたら、補正対応というようなことで考えているところでございます。

以上です。

○議長（古越 弘君） 井田理恵議員。

○2番（井田理恵君） 新クリーンセンターの事業内訳につきましては、また、後ほど多分説明をいただけることを期待して、今、内訳を話していただきましたので、わかりました。事業費ということでは、まだ建設事業は、これから、広域の事業ですので、進み次第、予算を補正で計上していただきたいと思っております。

鹿の商品化は、小諸市と提携してやるということで、保冷库もそちらの分ということで理解しました。それは、今、その先をどういうふうに見通すかということで、初めてというか、目新しい事業なので、その商品化までして、そして、それを保存して小諸市に委託するという流れの中で、御代田町としての発信というのは、どういうもので今後やっていくのかということは、ちょっとまた事業展開の目指すところとして教えていただきたいなと思っております。ジビエ料理とか、いろいろなところで活用できる夢があるのかなとも思いますし、その辺は、もしまだ検討中でしたらそれでも構いません。それと、もし、案というか、そういうプランがありましたら、またお示しいただきたいと思うのですけれども。

それから、工業振興奨励補助金の中で、実績に合わせた補助率を計算式で上げてその数字を出したということで、1,200万円減額になってはいますけれども、一応、町長のあいさつにもございましたけれども、本当に経済の底力をつけるということで、工業奨励補助金とかを、もうどんどんバックアップしていくという、当初のごあいさつにもありましたし、その辺はまたこれからもう少し積極的な予算計上をされるのか。また、そういう新規事業者が工業的な企業誘致ができたならば、当然ながら補正をされるのか。その辺の意気込みを、意気込みというか、予算をかたく見積もっているなということはわかりましたけれども、もしお答えしていただければありがたいです。

それから、新規就農も同じなのですけれども、最後の確認ですけれども、補助金

が今お1人出ているということで、それも今お答えいただきました。またそういう方が出てくるようだったら、それを育てて、そして、その方が250万円以上になれば、もうそれは要らないということで下がっているのもわかりました。また、そういう希望者が出てきたり、そういう志のある方が出てきましたら、補正をされるということでよろしいでしょうか。教えていただきたいと思います。

○議長（古越 弘君） 荻原町民課長。

（町民課長 荻原 浩君 登壇）

○町民課長（荻原 浩君） クリーンセンターの件でございますが、今回当初予算に盛りました温浴施設の関係につきましては、まだ現在工事中でございますが、全協の方でも、詳しく資料等をお示ししながらご説明申し上げますが、12月のオープンを目指しております。当然、事業費変更とか、増額、減額の可能性もございますので、補正等は、またその都度お願いしてまいりたいと考えております。

それとあと、あくまでも今回は当初予算に盛ったのは温浴施設の部分のみだけでございますので、応分負担をしていくと決められている南北線のことですとか、あと御代田町から要望しております面替区からの要望事項の応分負担というのも、当然これから具体的な二者協議に入ってまいりますので、それが決着したところで、また説明を申し上げながら、補正で増減をお願いしていくという流れになりますので、よろしくお願いたします。

○議長（古越 弘君） 荻原産業経済課長。

（産業経済課長 荻原春樹君 登壇）

○産業経済課長（荻原春樹君） お答えいたします。

鹿の商品化の事業の関係でございますが、小諸市の方の事業を、今年度から、平成28年度から参画というようなことで実施をしていきたいというところでございますが、今後につきましては、まだジビエとかそういったものまでの検討はできていないのが現実でございます。

それと、工業振興補助金等の関係でございますが、町長の招集のあいさつにもございましたが、御代田町の方に新規参入をしてきていただける企業さん、あるいは御代田町で既に起業されている工場とかそういった方々が、新たに用地を求めたいという場合には、1億円程度の規模ということで現在考えておりますが、補助金を出していこうということで、今検討をさせていただいております。

今後は、こちらの法整備をした上で、実際にそういう企業さんがいらっしゃった場合については、補正予算で対応をしていきたいと考えているところでございます。

新規就農の方におかれましては、現時点でお1人の方が希望があるという状況でございまして、今後、そういう希望者がいらっしゃいましたら、国の補助金の枠を確保しながら、予算計上をしていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（古越 弘君） 井田理恵議員。

○2番（井田理恵君） もう最後に、工業振興奨励補助金でございますが、ただいまのような回答をいただきました。町長の招集あいさつの中にしっかりと文言の中で増減、1億円という数字まで出ております。そのような所信のお言葉と、ちょっとかたすぎる予算の組み方が、ちょっとちぐはぐな感じがいたしましたので、質問を、今、最後にちょっと一言つけ加えさせていただきますけれども、そのように対応していただくということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

終わります。

○議長（古越 弘君） ほかに質疑のある方。市村千恵子議員。

（12番 市村千恵子君 登壇）

○12番（市村千恵子君） 議席番号12番 市村千恵子です。

2点お聞きいたします。

1点目ですけれども、この予算書の方の69ページであります。民生費になります。

招集あいさつにもありましたけれども、雪窓保育園の大規模改造工事ということで予算計上されています。この雪窓保育園の大規模工事は、名前から結構大きな工事なのかなという中では、小学校なんかの場合は夏休みを利用してということができると思いますが、保育園の場合、お休みが少ない中で、こういった形で進められていくのか。工事期間なども含めて、質問、お願ひしたいと思ひます。

それから、83ページ、衛生費ですね。項2の清掃費の中の説明欄で、83ページ。豊昇以下は、公園草刈等委託料ということで今回予算計上されています。この豊昇ふるさと公園、平成22年より県の元気づくり支援金を活用して、町と豊昇区で、放置された産業廃棄物を撤去して公園整備されました。そういう経過の中で平成25年の4月に完成したわけですけれども、3年ぐらひは地元で管理をというお話、町との協議の中で進められてきたけれども、やはり豊昇区も高齢化が進む中で、

かなり、ちょっと負担になってきているという中で、今回、町の方で管理をするということで予算計上されてきていると思うのですけれども、この管理内容をどのように考えているのかというのと、また、今後、公園ということなのでも、町の中には公園条例で定めて、都市公園とか、緑地公園とか、いろいろあるわけですから、そういうところの公園としての位置づけしていくことを考えているのか、その点について、お願いします。

○議長（古越 弘君） 荻原 浩町民課長。

（町民課長 荻原 浩君 登壇）

○町民課長（荻原 浩君） お答えいたします。

まず、雪窓保育園の方ですが、工事費1,477万3,000円の内容について、お答えをいたします。

雪窓保育園は、平成5年の建て替えから23年が経過しております。近年は、建物の長寿命化を図るため、2年に1度、専門業者に建物診断を委託しております。その診断の結果、緊急性の高いものから、毎年順次修繕工事を計画的に実施しております。

平成26年度に実施した建物診断の結果、いよいよ屋根と外壁の修繕が必要となりまして、当初は屋根と外壁を2年に分けて、それぞれ別々に修繕していく予定でしたが、足場の仮設費などの重複する経費が多く経済的ではないこと、更には2年にわたって園児に不自由と危険性が及ぶ恐れがあることから、この28年度、新年度に、同時に実施したいというふうに、予算計上したところでございます。

工事の内容につきましては、屋根、外壁、物置等の塗装及び痛みが激しい部分的な外壁部分のサイディングボードの張りかえなど、外周り全体の改修を予定しているところでございます。工事期間等につきましては、今回の当初予算に実施設計の監理委託料101万6,000円も一緒に盛っております。新年度早々に委託業務を発注したとしても、設計に3カ月から4カ月程度を要しますので、工事発注は早くても8月過ぎころになってしまいます。設計の結果にもよりますが、設計結果の工事量にもよりますが、来年3月までに完了するように、工期を設定したいというふうに考えております。

また、ある程度長期の工事期間は必要になるということは予測しておりますが、休園せずに、通常の保育業務に支障がないよう、足場をスライド式に組むなど、安

全面にも十分に配慮しながら実施してまいりますので、よろしくお願いたします。

それと、2点目の豊昇ふるさと公園でございますが、議員のご質問のとおり、平成24年、当初は区の方で管理するというような形で工事、整備を実施してまいりましたが、平成24年の10月2日付で、豊昇区から、将来的には町の観光施設として位置づけて、将来にわたって町が維持・管理する公園してもらいたいという陳情がございました。

今回、クリーンセンターの関係に伴いまして、平成26年10月20日付では、町の維持・管理としてもらいたいという要望書が提出されまして、それに対して、27年11月10日付で、豊昇区に、町が維持・管理を行ってまいりますと回答してきた経過がございます。それに基づきまして、来年度から、こっちの方で維持・管理をしていくということで予算計上したものでございます。

草刈等の委託料29万3,000円となっておりますが、この内訳につきましては、豊昇ふるさと公園の部分が13万9,000円と、あと現在休止となっている原町と平和台間にあります久保沢の最終処分場、今休止となっているのですが、こちらの管理委託料の15万4,000円、これを含めて29万3,000円という予算計上でございます。

豊昇ふるさと公園の管理内容につきましては、シルバー人材センターに委託して、草刈りとか、生け垣の選定とか、遊歩道への除草剤散布などを年3回実施していく予定となっております。

それと、更に今後の位置づけについてでございますが、現在の豊昇ふるさと公園の北側に接しています湯川の護岸工事の早期完成を、こちら豊昇からのクリーンセンターの関係で要望があったものでございますが、こちらを今県に強く要望しているところでございまして、事業は、若干というか、去年、おととして検討自体は進みまして、豊昇区へも説明会等があったと聞いております。

ただ、実施がなかなか、着工の方がなかなか県の予算がつかないというところで足踏みしている状態ではございますが、この早期完了を強く要望しているところでございまして、この護岸工事、豊昇のところに接する上流の方まで護岸工事を要望しておりますので、これは護岸工事が完了すれば、今の公園の上流部にも新たに整備する、その倍、3倍までいきませんが、2.何倍ぐらいの広さに新たに整備することができますので、そうなった、もっと広がった、きれいに整備されたという

ところをもって、建設水道課等と協議をしながら、その広がった上流部分をあわせた位置といいますか、範囲をもって、御代田町の公園条例の第3条に規定するその他公園、あるいは同条の第26条に規定されております緑地公園のどちらかで位置づけてまいりたいというふうに現在のところ考えているところでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（古越 弘君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（古越 弘君） ほかに質疑のある方。池田議員。

（14番 池田健一郎君 登壇）

○14番（池田健一郎君） 議席番号14番、池田健一郎です。

同僚議員、いろいろ質問が出ました。私の質問として1点だけお願いします。

昨年まで、住宅リフォーム補助金というやつをずっと続けてやってきたのですが、同僚議員の方からも何回となくこれは続けてほしいというような要望が出ていた問題だと思うし、またこれは、あって、ない、予定に入れておいてもらっていいなど、こんなふうに思っていたので、この辺について、なぜこれを、計画を削除したのか。

それからもう1つ、公共下水道特会の繰出金が、この表で見ると、昨年より2,500万ほど増えているのですけれども、これらに対する特会へ出すお金の増が、どういう内容なのか、この辺について、ちょっと説明をお願いします。

○議長（古越 弘君） 大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） お答えいたします。

リフォーム補助の関係ですけれども、一般質問等でもご説明申し上げましたけれども、5年間という奨励補助ということで、まず最初の取っかかりが、国の、政府の方の政策でリフォームが始まったところでございます。その初年度だけ、たしか5,000万円でしたかね、補助が出たということです。その次の年からは、もう完全に国からの補助はない、打ち切られたということで、4年間はもうずっと町の単独経費できたという経過がございます。

そういった奨励補助につきましては、とりあえず一旦5年間で終了ということで、今年度は予算計上はしなかったということでございます。

それと、公共下水道の一般会計からの繰り入れですが、新年度の説明のときにも関わってくるわけですが、実は27年度が一番大きいところは、使用料の収入が当初の見込みよりも少なかったということでございます。

それはなぜかといいますと、27年度当初から新規の事業を大きく見込んでおったわけですが、ミネベアさんの方から、取り入れたい、工場の水を流入させたいというお話がございまして、その排水流入は、おおむねですけれども、1日平均118トンを見込んでいたわけでございます。その118トンのうちの、30日を1月だと3,540トンになるのですが、そうしますと、およそ100万円強の1カ月分、それで12カ月分の1,270万、約1,300万、それ以上を見込んでいたところが一番大きな原因で、その当初の見込みの収入を27年度と比べると、28年度は実績からしますと、来年度もまだミネベアさんの方はちょっと、工場の方の水をつなぎ込むというお話が来ていませんので、例年どおりの予算計上に戻ったというふうに理解していただければ結構だと思います。

以上です。

○議長（古越 弘君） 池田健一郎議員。

○14番（池田健一郎君） 最初のリフォームの補助金というのを、国、県の補助がないからやめますよというのでは、あまりにも何か寂しいあれじゃないですか。先ほど、午前中の町長の招集のあいさつでも言っていましたように。

○議長（古越 弘君） 池田議員に申し上げます。質疑の場で意見を述べることはできませんので。

○14番（池田健一郎君） わかりました。

これは、やめるということは決していいことではないので、続けていく方法を検討してください。

次に、先ほどの課長から説明のあった、この増額が、これからも、今後も、こういった姿で、これに近い数字が継続されていくわけですか。

○議長（古越 弘君） 大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） お答えいたします。

これに近い形といいますと、同じぐらいの量かということいいですかね。だから、大きいところの流入がなければ、そんなには極端には変わってこないと思いますの

で、またそういった工場等の大きい流入があれば、当然額は変わってきますけれども、今のところ、ちょっとお話がないものですから、また、新しい工場とかも取り込みがあれば、それにあわせて予算計上していくと、補正をお願いしていくという考えでございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（古越 弘君） 池田健一郎議員。

○14番（池田健一郎君） これで終わります。

○議長（古越 弘君） ちょっと町長より発言を求められておりますので。茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 先ほどの住宅リフォームの件ですけれども、これは課長が申し上げましたとおり、将来的な補助金については、おおむね5年で、これまでも打ち切りということ。

それは、また次のレベルというか、それをもとにまたもうちょっとステップアップさせたものということを考えていく必要がありますので、始めたらずっとそれを続けるということではありませんで、今日の招集あいさつでも申し上げましたとおり、今後は、移住・定住対策ということで、今日も申し上げましたけれども、例えば移住してきた方の住宅取得に対する補助とか、それとか、今、空き家バンクも行ってありますが、例えば移住してきた方が空き家に住んだ場合に、その空き家の改修費というようなものも、どのようにしていくのかということ。

ですから、住宅リフォームは、ある意味、これは当時経済対策の一面を持って行いましたけれども、今後は移住・定住対策ということの基本にして、事業というものを構築していきたいという考えでありますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（古越 弘君） 池田健一郎議員。

○14番（池田健一郎君） 前向きなお話をいただきましたので、ぜひともよろしくお願ひします。終わります。

○議長（古越 弘君） ほかに質疑のある方。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第32 議案第29号 平成28年度御代田町御代田財産区

特別会計補正予算案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第32 議案第29号 平成28年度御代田町御代田財産区

特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋企画財政課長。

(企画財政課長 土屋和明君 登壇)

○企画財政課長(土屋和明君) それでは、議案書の195ページをお願いいたします。

議案第29号 平成28年度御代田町御代田財産区特別会計予算案について、説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。

平成28年度御代田町の御代田財産区特別会計の予算は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,375万7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

この予算案につきましては、平成28年2月16日に開催されました御代田財産管理会において、同意を得たものでございます。

2ページをご覧ください。「第1表 歳入歳出予算」でございます。

歳入でございますが。

款1、財産収入。項1、財産運用収入、305万4,000円の計上でございます。こちらにつきましては、ハートピア等の用地の貸付料ほかでございます。

項2、財産売払収入といたしまして1,000円を計上させていただいて、項目起こしをしております。

款2、繰入金。項1、基金繰入金でございますが、1,070万円の計上でございます。財政調整基金からの繰り入れを見込んでございます。

款3、項1、繰越金でございますが、1,000円で項目起こし。

款4、諸収入。項1、雑入、こちらも1,000円で項目取りでございます。

歳入総合計といたしまして、1,375万7,000円でございます。

次の3ページをご覧ください。

歳出でございます。

款1、総務費。項1、総務管理費、1,367万6,000円の計上でございます。
こちらは、委員報酬、それから管理委託、それから草刈委託料等々でございます。

款2。項1、予備費がございますが、こちらに8万1,000円を計上いたしまして、歳出合計が1,375万7,000円とするものでございます。

説明は、以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第33 議案第30号 平成28年度御代田町小沼地区

財産管理特別会計補正予算案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第33 議案第30号 平成28年度御代田町小沼地区財産管理特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） 議案書の196ページをお願いいたします。

議案第30号 平成28年度御代田町小沼地区財産管理特別会計予算案について、説明をいたします。

予算書の1ページをご覧ください。

平成28年度御代田町の小沼地区財産管理特別会計の予算は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ357万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

こちら、この予算案につきましては、平成28年2月16日に開催されました御代田町財産管理会において、同意を得たてでございます。

次の2ページをご覧ください。

「第1表 歳入歳出予算」でございます。

歳入でございます。

款1、財産収入。項1、財産運用収入、6万9,000円の計上でございます。こちらは、土地貸付料、基金利子等でございます。

項2、財産売払収入は、1,000円を計上し、項目起こしをしております。

款2、繰入金。項1、基金繰入金、350万円の計上でございます。これは財政調整基金からの繰り入れでございます。

款3、項1、繰越金、1,000円、項目起こしです。

款4、諸収入。項1、雑入、こちら1,000円で項目起こしをいたしまして、歳入総合計が357万2,000円とするものでございます。

3ページをご覧ください。

歳出でございます。

款1、総務費。項1、総務管理費、347万9,000円の計上でございます。こちら、委員報酬、それから土地管理委託料等々でございます。

款2、項1、予備費、9万3,000円を計上させていただきまして、歳出合計が357万2,000円とするものでございます。

説明は、以上であります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第34 議案第31号 平成28年度御代田町国民健康保険

事業勘定特別会計補正予算案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第34 議案第31号 平成28年度御代田町国民健康保険

事業勘定特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

(保健福祉課長 古畑洋子君 登壇)

○保健福祉課長(古畑洋子君) それでは、議案書の197ページをお願いいたします。

議案第31号 平成28年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案について、説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成28年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億1,751万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項、ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

2ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

款1、項1、国民健康保険税でございます。予算額4億4,098万9,000円で、前年度に比べまして1,806万8,000円、3.9%の減でございます。現年度徴収率は94%で算定しております。一般、退職とも、被保険者が減少しているためでございます。

款 2、使用料及び手数料。項 1、手数料でございます。国保税督促手数料としまして、20 万円の計上でございます。

款 3、国庫支出金。項 1、国庫負担金でございます。3 億 2,617 万 2,000 円で、前年度より 312 万円の減でございます。療養給付費等、こちらの対象経費の見込額の 32%、高額療養費共同事業負担金の 4 分の 1 の負担割合、特定健康診査等負担金の 3 分の 1 の負担割合の合計額でございます。

項 2、国庫補助金。財政徴税交付金が主なもので、7,982 万 1,000 でございます。対象経費の見込額の 7%で、前年度より 40 万 4,000 円の増でございます。

款 4、県支出金。項 1、県負担金でございます。高額療養費共同事業負担金の 4 分の 1 の負担割合、特定健康診査の負担金 3 分の 1 で、1,630 万 5,000 円で、前年度より 205 万 9,000 円の増でございます。

項 2、県補助金でございますが、財政調整交付金は、対象経費見込み額の 6%、特別調整交付金は 3%で、1 億 37 万 7,000 円で、前年度より 1,369 万 8,000 円の増でございます。保険財政共同安定化事業の拠出超過分の補てんが含まれております。

款 5。項 1、療養給付費交付金でございます。4,772 万 4,000 円で、退職被保険者の療養給付費で、社会保険診療報酬支払基金より交付されております。退職被保険者の減少に伴いまして、前年度より 2,517 万 8,000 円の減でございます。

款 6、項 1、前期高齢者交付金でございます。3 億 1,371 万 7,000 円で、前年度より 7,622 万 1,000 円の減でございます。前期高齢者支出額及び前期高齢者の占める割合から算出されております。

款 7、項 1、共同事業交付金でございます。4 億 3,008 万 7,000 円で、前年度より 667 万 3,000 円の増となっております。高額療養費共同事業拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金等でございます。

款 9、繰入金。項 1、他会計繰入金でございます。1 億 5,051 万 7,000 円で、前年度より 2,432 万 9,000 円、19.3%ほどの増となっております。一般会計から保健指導事業繰入金と保健基盤安定繰入金が主なもので、保険基盤安定繰入金の一般被保険者支援分の算定基準が変わったため増となっております。

す。

款10。項1、繰越金でございます。1,000万円でございます。

3ページをお願いいたします。

款11、諸収入。項1、延滞金、加算金及び過料は100万1,000円。

項2、受託事業収入は、個別検診の負担金としまして30万円。

項3、雑入でございますが、30万3,000円でございます。こちらは、例年並みとなっております。

歳入合計でございますが、19億1,751万3,000円で、前年度より7,042万4,000円、3.5%の減となっております。

続きまして、4ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1、総務費。項1、総務管理費でございます。予算額でございますが、417万6,000円で、前年度より37万4,000円ほど減となっております。

項2、徴税費でございますが、賦課徴収費としまして333万2,000円で、前年度より2万7,000円の減となっております。

項3、運営協議会費でございますが、12万2,000円で、こちらは前年の分となっております。

款2、保険給付費。項1、療養諸費でございます。9億6,464万6,000円で、前年度より5,529万6,000円、5.4%の減でございます。療養給付費、療養費等でございます。前年度の実績に基づき、一般被保険者療養給付費につきましては、月7,500万円ほどで試算しております。

項2、高額療養費でございますが、1億2,600万7,000円で、前年度より2,155万3,000円、14.6%ほど減となっております。こちらも前年度の実績に基づき、試算をしております。

項3、出産育児一時金でございますが、804万5,000円で、こちらは前年度並みとなっております。

項4、葬祭諸費でございます。100万円で、前年度より40万円増となっております。こちらは、28年度より斎場が新しくなり、使用料が値上げされるため、葬祭費を一気に3万円から5万円に変更したものでございます。

款3、項1、後期高齢者支援金でございます。2億3,333万5,000円で、

前年度より964万5,000円の増でございます。後期高齢者医療費の市町村国保が負担する支援金でございます。

款4、項1、前期高齢者納付金等でございます。20万3,000円でございます。

款5、項1、老人保健拠出金でございます。事務費の拠出としまして2万円でございます。

款6、項1、介護納付金でございます。8,890万6,000円で、前年度より1,261万円の減でございます。国保加入者の介護保険第2被保険者に関わる納付金でございます。

款7、項1、共同事業拠出金でございます。4億5,292万円で、前年度より2,921万5,000円の増でございます。高額医療費共同事業拠出金と保険財政共同安定化事業の拠出金でございます。

5ページをお願いいたします。

款8、保健事業費。項1、特定健康診査事業費でございますが、1,044万4,000円でございます。こちらは、特定健康診査等の事業費でございます。

項2、保健事業費でございます。1,262万3,000円で、こちらは保健指導を行う臨時職員の賃金と人間ドックの補助金等でございます。

款10、諸支出金。項1、償還金及び還付加算金でございますが、315万円で、療養給付費国庫負担金等の返還が主なものでございます。

款11、項1、予備費でございますが、822万4,000円で、前年度より1,997万8,000円の減でございます。

歳出合計でございますが、19億1,751万3,000円で、前年度より7,042万4,000円、3.5%の減でございます。

説明は、以上でございます。ご審議をいただきますよう、よろしく申し上げます。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

内堀恵人議員。

（11番 内堀恵人君 登壇）

○ 1 1 番（内堀恵人君） 議席番号 1 1 番 内堀恵人です。

今、28年度の予算について説明がございました。前年度に比べて28年度は7,000万ばかりの減額ということでございますが、今後の見通しについて、説明をいただきたいと思えます。これについては、2年ぐらい前からいろいろないきさつがございました。22%の増額というようなことがありましたので、今後の見通しについて、説明をお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） 私の手元にある資料に基づいての説明になると思えますが、まず見通しでございますけれども、今回、全体に予算規模が少なかったわけですが、この中で、やはり基金がないということが非常に、やはり国保の、こちらの会計の不安定さを持っているものだというふうに思っておりますし、また、はっきり申し上げまして、国保は、ほかの会計と違いまして、見通しが持てないというのが1つございます。それはなぜかといいますと、やはり1人の方が大きな手術をするかどうかによりまして、当町のような規模が比較的小さな国保については、非常に影響力がございます。

具体的に数字で言いますと、27年度の予算額は、一般的に一般被保険者療養給付費がやはり非常に大きな国保の会計のウェートを占めておりますので、そちらの推移で申し上げますと、27年度の予算は1カ月7,900万円ぐらいで予算計上しておりますけれども、28年度につきましては、先ほど申し上げましたように、7,500万ほどで1カ月の予算を計上しております。

全体的に今までの予算を私の手元にある資料で見ますと、25年度までは月の平均という金額、一般被保険者の療養給付費でございますけれども、やはり月平均7,000万円を超えることはございませんでした。26年度につきましては、やはり月平均7,400万円弱がかかっておりまして、こちらは非常に高くなっております。そして、やはり12カ月のうちに8,000万円を超えた月が1カ月、それと7,000万円を超えた月が7カ月ございました。そんな形で、非常に高くなっております。それに基づきまして27年度の予算は計上させていただきました。

そうしまして、27年度もやはり高い状況は続いておりますけれども、今までの

支払いの中で、6カ月間がやはり7,000万円を超えております。ですから、月平均しますと7,200万程度というふうになっておりますので、決して安くはないのですけれども、やはり前年度の予算計上したところの試算が非常に前の年が高かったということで、そんな形でしておりますので、やはりちょっと国保というのは見通しがなかなかつきにくいものだと思いますし、やはり一般被保険者の高額療養費の推移を見ましても、やはり26年度は非常に高く、1カ月1,000万円を超えていたというのが現実でございまして、27年度につきましては、高額については1,000万円を超えた月というのは、今までの支払いの中で1カ月しかありませんでした。

そんなところで、やはり今年度、27年度については、高額療養費にかかる人が、少し、若干減ったのかなということですので、これが、私が今こうやって申し上げているのですけれども、今後、また来月は非常に高かったということもございしますので、ちょっと、どんな方がどんな病気で入院されているかというのがわからないので、そんなところで非常に、ちょっと決して余裕がある会計ではないとは思っております。

ですから、やはり予算規模は若干小さくはなってきましたけれども、先ほどから申し上げているように、基金がないというようなこともございますので、様子を見ていかなければ、何とも申し上げられないと思います。

以上です。

○議長（古越 弘君） 内堀恵人議員。

○11番（内堀恵人君） 確かに見通しは難しいと思います。そういう状況の中で、少しでも予算が減額になっていけば、本当にいいなという願いであります。

終わります。

○議長（古越 弘君） これをもって質疑を終わります。

―――日程第35 議案第32号 平成28年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計予算案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第35 議案第32号 平成28年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

(保健福祉課長 古畑洋子君 登壇)

○保健福祉課長(古畑洋子君) それでは、議案書の198ページをお願いいたします。

議案第32号 平成28年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案について、説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成28年度御代田町介護保険事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億1,982万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

2ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

款1、項1、介護保険料でございます。予算額2億4,382万2,000円で、前年度に比べまして57万6,000円の減でございます。基準額5,160円で、月5,160円での算定でございます。普通徴収現年度徴収率は90%で算定しております。

款2、分担金及び負担金。項1、負担金でございます。540万5,000円で、前年度より78万4,000円の増でございます。介護予防事業の負担金ござい

ます。

款 3、使用料及び手数料。項 1、手数料でございます。督促手数料としまして 2 万 4, 0 0 0 円でございます。

款 4、国庫支出金。項 1、国庫負担金でございますが、1 億 6, 0 7 9 万 1, 0 0 0 円で、給付費が伸びていないため、前年度より 2, 2 4 1 万 1, 0 0 0 円の減でございます。介護給付費負担金で、在宅給付費の 2 0 %、施設給付費の 1 5 %の負担率でございます。

項 2、国庫補助金でございますが、6, 1 4 4 万 3, 0 0 0 円で、調整交付金と地域支援事業交付金でございます。前年度より 1, 1 9 8 万円の減でございます。

款 5。項 1、支払基金交付金でございます。2 億 5, 8 7 9 万 6, 0 0 0 円で、前年度より 3, 7 4 6 万 2, 0 0 0 円の減でございます。介護給付費の 2 8 %、地域支援事業の 2 8 %の負担率でございます。

款 6、県支出金。項 1、県負担金でございますが、1 億 2, 9 8 1 万円で、前年度より 2, 1 0 5 万 2, 0 0 0 円の減でございます。介護給付負担金の在宅給付費の 1 2. 5 %、施設給付費の 1 7. 5 %の負担率でございます。

項 2、県補助金でございますが、1, 0 0 2 万 6, 0 0 0 円で、地域支援事業交付金でございます。前年度より 1 6 4 万 2, 0 0 0 円の増でございます。

款 7、財産収入。項 1、財産運用収入でございます。預金利子としまして 2 万 3, 0 0 0 円の計上でございます。

款 8、繰入金。項 1、他会計繰入金でございますが、1 億 3, 8 1 2 万 8, 0 0 0 円で、一般会計から介護給付費、地域支援事業等への繰り入れでございます。前年度より 1, 7 9 2 万円の減でございます。

款 9。項 1、繰越金は 1, 0 0 0 万円で、前年度並みでございます。

3 ページをお願いします。

款 1 0、諸収入。項 1、延滞金、加算金及び過料は、1 万円でございます。

項 2、サービス収入でございます。1 5 4 万 8, 0 0 0 円で、要支援 1、2 の方も含めた居宅介護予防支援サービス計画費でございます。

項 3、雑入は 3, 0 0 0 円で、前年度並みでございます。

歳入合計ですが、1 0 億 1, 9 8 2 万 9, 0 0 0 円で、前年度より 1 億 1, 0 4 6 万 1, 0 0 0 円、9. 8 %の減となっております。

続きまして、4ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1、項1、総務費でございますが、予算額1,452万円で、調査員の賃金、賦課徴収経費等でございます。

款2、項1、保険給付費でございますが、8億9,415万8,000円で、前年度より1億3,372万9,000円、13%の減でございます。介護サービス給付費、介護予防サービス給付費等でございます。前年度の実績をもとに算出しております。

款3、地域支援事業費。項2、包括的支援事業・任意事業費でございますが、3,688万6,000円で、前年度より462万5,000円の増でございます。地域包括支援センターの運営経費で、居宅介護予防支援サービス計画が増えたための臨時職員の賃金が増となっております。

項3、介護予防・生活支援サービス事業費でございます。2,835万9,000円で、前年度より77万6,000円の減でございます。要支援者等の多様な生活支援のため、現行の介護予防サービスに加えまして、こちらは基準を緩和したサービス、今年度からの総合事業でございますが、サービスA、住民主体のサービスB、これはサポーターがやっております事業でございます。あと、短期集中予防サービスCに関わる事業費でございます。

項4、一般介護予防事業は、176万2,000円で、前年度より65万6,000円の減でございます。こちらは、介護予防普及啓発事業としまして、介護予防教室、生活サポーター養成事業、ボランティアポイント等の経費でございます。

款4、項1、基金積立金は5万円で、例年並みでございます。

款5、項1、諸支出金でございますが、5万3,000円で、保険料等の還付経費でございます。

款8、項1、予備費は4,404万1,000円で、前年度より2,300万3,000円の増でございます。

歳出合計でございますが、10億1,982万9,000円で、前年度より1億1,046万1,000円、9.8%の減でございます。

説明は、以上でございます。ご審議をいただきますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第 3 6 議案第 3 3 号 平成 2 8 年度御代田町後期高齢者医療

特別会計予算案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第 3 4 議案第 3 3 号 平成 2 8 年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） それでは、議案書 1 9 9 ページをお開きください。

議案第 3 3 号 平成 2 8 年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算案について、説明をさせていただきます。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

平成 2 8 年度御代田町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 3, 2 5 8 万 9, 0 0 0 円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

2 ページをお願いいたします。

「第 1 表 歳入歳出予算」でございます。

歳入でございます。

款 1、項 1、後期高齢者医療保険料でございます。予算額 9, 5 0 5 万 2, 0 0 0 円でございます。2 年に 1 度の保険料率改正と被保険者の増加によりまして、前年

度に比べ587万6,000円で、6.6%の増でございます。普通徴収現年度徴収率は99%で算定しております。

款2、使用料及び手数料。項1、手数料。督促手数料で4万円でございます。

款3、繰入金。項1、一般会計繰入金でございますが、3,495万1,000円で、事務費、保健事業費等に対する繰り入れで、前年度より204万9,000円の増でございます。

款4、項1、繰越金でございます。5,000円でございます。

款5、諸収入。項1、延滞金、加算金及び過料3万円は、例年並みでございます。

項2、償還金及び還付加算金は、2,000円でございます。

項3、雑入でございますが、250万9,000円で、前年度より13万9,000円の増でございます。健診事業費広域連合支出金、人間ドックに対する特別調整交付金でございます。

歳入合計でございますが、1億3,258万9,000円で、前年度より842万6,000円、6.8%の増でございます。

続きまして、3ページをお願いします。

歳出でございます。

款1、総務費。項1、総務管理費は、予算額153万6,000円で、前年度より1万9,000円の減でございます。システム保守委託料、通信運搬費が主なものでございます。

項2、徴収費でございますが、賦課徴収経費としまして42万3,000円でございます。

款2、項1、後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、1億2,788万円で、前年度より826万4,000円、6.9%の増でございます。保険料等負担金、保険基盤安定負担金でございます。

款3、保険事業費。項1、健診事業費でございます。139万9,000円で、後期高齢者の健診委託料でございます。

項2、保健事業費は120万円で、人間ドックの補助金でございます。

款4、諸支出金。項1、償還金及び還付加算金は15万円で、例年並みでございます。

款5、項1、予備費でございますが、項目設定でございます。

歳出合計でございますが、1億3,258万9,000円で、前年度より842万6,000円、6.8%の増でございます。

説明は、以上でございます。ご審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第37 議案第34号 平成28年度御代田町住宅新築資金等貸付事業

特別会計予算案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第37 議案第34号 平成28年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書200ページをご覧ください。

議案第34号 平成28年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案について、別冊のとおり提出いたします。

次の、予算書の1ページをご覧ください。

平成28年度御代田町の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ564万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

次の2ページをご覧ください。

「第1表 歳入歳出予算」でございます。

歳入です。

款1、県支出金。項1、県補助金でございます。償還事務費の全額の4分の3補助ということで、21万9,000円で、増減はございません。

款2、繰入金。項1、他会計繰入金、一般会計からでございますが、444万1,000円で、109万1,000円の減額でございます。

款3、繰越金。項1、繰越金、項目設定でございます。

款4、諸収入。項1、貸付金元利収入98万円、11万7,000円の減額でございます。

項2、延滞金、加算金及び過料。項目設定でございます。

歳入合計につきましては、564万2,000円、102万8,000円の減額でございます。

次の3ページをご覧ください。

歳出であります。

款1、土木費。項1、住宅費、口座振替の手数料、切手代、消耗品の事務費といたしまして、31万円の計上でございます。

款2、公債費。項1、公債費、町債元利償還金533万2,000円の本年度予算額ということで、前年度比119万8,000円の減額となります。

歳出合計につきましては、564万2,000円で、102万8,000円の減額でございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

この際、暫時休憩します。

（午後 3時00分）

(休 憩)

(午後 3時13分)

○議長（古越 弘君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

――日程第38 議案第35号 平成28年度御代田町公共下水道事業

特別会計予算案について――

○議長（古越 弘君） 日程第38 議案第35号 平成28年度御代田町公共下水道事業特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大井建設水道課長。

(建設水道課長 大井政彦君 登壇)

○建設水道課長（大井政彦君） それでは、議案書201ページをご覧ください。

議案第35号 平成28年度御代田町公共下水道事業特別会計予算案について、別冊のとおり提出いたします。

予算書の1ページをご覧ください。

平成28年度御代田町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億5,330万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

次の2ページをご覧ください。

「第1表 歳入歳出予算」でございます。

歳入であります。

款1、分担金及び負担金。項1、負担金。これは受益者負担金、分担金と現年滞

繰分で、本年度予算 1, 256 万 9, 000 円でございます。47 万 2, 000 円の減額となります。

款 2、使用料及び手数料。項 1、使用料。公共下水、特環公共下水使用料の現年滞繰分ということで、2 億 8, 661 万 2, 000 円でございます。2, 078 万 9, 000 円の減でございます。

項 2、手数料。指定工事店等の申請手数料と督促手数料等でございます。124 万 5, 000 円で、比較しますと 101 万 5, 000 円の増でございます。

款 3、国庫支出金。項 1、国庫補助金、浄化センターの長寿命化耐震補強工事委託でございます。3, 170 万円。1, 950 万円の増額でございます。

款 4、繰入金。他会計繰入金は、一般会計からでございますが、2 億 2, 958 万 6, 000 円でございます。比較、2, 541 万 2, 000 円でございます。

款 5、繰越金。項 1、繰越金ですが、27 年度からの同額見込みで 100 万円でございます。

款 6、諸収入。項 1、延滞金、加算金及び過料でございます。見込んで 29 万 1, 000 円でございます。

項 2、雑入。項目設定、3, 000 円でございます。

款 7、項 1、町債。整備事業債、資本費平準化債といたしまして、1 億 9, 030 万円でございます。

歳入合計は、7 億 5, 330 万 6, 000 円でございます。比較は、5, 045 万 6, 000 円でございます。

次の 3 ページをご覧ください。

歳出でございます。

款 1、土木費。項 1、都市計画費。人件費、光熱費、処理場委託費、処理場の維持管理委託費、あと長寿命化工事等々で、本年度予算額 2 億 3, 767 万 7, 000 円でございます。3, 284 万円の増額でございます。

款 2、項 1、公債費。町債償還元金利息でございますが、5 億 1, 378 万 7, 000 円で、比較といたしまして 1, 762 万円の増でございます。

予備費は、調整額 184 万 2, 000 円でございます。

歳出合計は、7 億 5, 330 万 6, 000 円でございます。

次の 4 ページをご覧ください。

「第2表 地方債」でございます。

起債の目的でございますが、まず1つ目といたしまして、公共下水道事業、限度額4,530万円、もう1つは資本平準化、限度額が1億4,500万円でございますが、それにつきまして、合計1,930万円でございます。起債の方法、利率、償還方法につきましては、各下欄の起債のとおりでございます。

以上のとおり、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

――― 日程第39 議案第36号 平成28年度御代田町農業集落排水事業

特別会計予算案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第39 議案第36号 平成28年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書202ページをご覧ください。

議案第36号 平成28年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算案について、別冊のとおり提出いたします。

次の予算書の1ページをご覧ください。

平成28年度御代田町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,986万7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出

予算」による。

2 ページをご覧ください。

「第 1 表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

款 1、分担金及び負担金。項 1、分担金。28 年度修繕工事費の 7%と事務費などでございますが、本年度の予算額 51 万 7,000 円で、35 万円の減額でございます。

款 2、使用料及び手数料。項 1、使用料。水洗化戸数 158 戸の使用料で、853 万 3,000 円で、10 万 8,000 円の減額でございます。

項 2、手数料、督促請求手数料と項目設定の 1,000 円でございます。

款 3、繰入金。項 1、他会計繰入金は、一般会計からでございますが、2,051 万 4,000 円で、467 万 5,000 円の減額でございます。

款 4、項 1、繰越金。27 年度からの繰越金は 30 万円で、前年と同様でございます。

款 5、諸収入。項 1、延滞金、加算金及び過料 1,000 円。

それと、項 2、雑入も 1,000 円ということで、項目設定でございます。

歳入合計につきましては、2,986 万 7,000 円でございます。513 万 3,000 円の前年比較マイナスとなっております。

3 ページをご覧ください。

歳出でございます。

款 1、農林水産業費。項 1、農地費。消耗品、光熱費、それと長土連の維持管理委託料、それと施設修繕料などで 1,164 万 4,000 円。513 万 2,000 円でございます。

款 2、項 1、公債費。町債償還元金 1,737 万 3,000 円でございます。

款 3、項 1、予備費。調整といたしまして 85 万円で、昨年と同様でございます。

歳出合計につきましては、2,986 万 7,000 円。前年比較 513 万 3,000 円の減額でございます。

以上のおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

――日程第40 議案第37号 平成28年度御代田町個別排水処理施設

整備事業特別会計予算案について――

○議長(古越 弘君) 日程第40 議案第37号 平成28年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大井建設水道課長。

(建設水道課長 大井政彦君 登壇)

○建設水道課長(大井政彦君) 議案書203ページになります。

議案第37号 平成28年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計予算案について、別冊のとおり提出いたします。

予算書の1ページをご覧ください。

平成28年度御代田町の個別排水処理施設整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,309万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

2ページをご覧ください。

「第1表 歳入歳出予算」でございます。

歳入。

款1、分担金及び負担金。項1、使用料。節水傾向で減少していますが、550万1,000円でございます。8万3,000円の減額でございます。

項2、手数料は、項目設定でございます。

款2、繰入金。項1、他会計繰入金は、一般会計からで759万円でございます。

款 3、項 1、繰入金。項目設定で 1, 0 0 0 円となっております。

款 4、諸収入。項 1、延滞金、加算金及び過料は、項目設定となっております。

歳入合計につきましては、1, 3 0 9 万 4, 0 0 0 円で、前年比較 1 万 9, 0 0 0 円の増でございます。

次の 3 ページをご覧ください。

歳出でございますが。

款 1、衛生費。項 1、保健衛生費。施設修繕料と、維持管理委託料、事務費などでございますが、6 7 8 万 4, 0 0 0 円。1 万 8, 0 0 0 円の前年度の増でございます。

款 2、公債費。項 1、公債費。町債元利償還金等でございます。5 9 1 万円でございます。

款 3、予備費。項 1、予備費。調整といたしまして 4 0 万円で、前年同様でございます。

歳出合計につきましては、1, 3 0 9 万 4, 0 0 0 円。1 万 9, 0 0 0 円の増額でございます。

以上のとおり、ご審議の方をよろしく申し上げます。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 4 1 議案第 3 8 号 平成 2 8 年度御代田小沼水道事業会計

予算案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第 4 1 議案第 3 8 号 平成 2 8 年度御代田小沼水道事業会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書 204 ページになります。

議案第 38 号 平成 28 年度御代田小沼水道事業会計予算案について、別冊のとおり提出いたします。

予算書の 1 ページをご覧ください。

平成 28 年度御代田小沼水道事業会計予算。

（歳入歳出予算）

第 1 条 平成 28 年度御代田小沼水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定）

第 2 条 業務の予定料は次のとおりとする。

（1）給水件数は 3,800 件を見込んでございます。

（2）年間有収量といたしましては、76 万立方でございます。27 年度等の実績等でございます。

（4）番の主な建設改良工事といたしましては、寺沢水源改修、それと消火栓ボックスのかさ上げ交換、御代田第二排水池等の遮断弁の電池交換等を予定しております。改良工事総事業費は 1,377 万円を予定してございます。

（収益的収入及び支出）

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。こちらは、サービスに関わるものでございます。

第 1 款、水道事業収益、1 億 8,356 万 9,000 円。内訳は、営業収益、1 億 6,307 万 2,000 円。それと営業外収益、こちらは積立利息、減価償却の補助金相当額ですが、2,049 万 7,000 円を見込んでございます。

支出につきましては、第 1 款、水道事業用。1 億 8,087 万 9,000 円でございます。

第 1 項、営業費用。受水費。こちらは浅麓水道組合等の受水費。それと光熱費、修繕費等でございます。1 億 6,297 万 3,000 円でございます。

営業外の費用。企業債の利息、消費税等でございますが、1,740 万 6,000 円でございます。予備費は、50 万円、例年どおり見込んでいるというところでございます。

（資本的収入及び支出）

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。こちらは、固定資産等にかかるものでございます。

資本的収入が資本的支出額に対して不足する額4,175万8,000円は、損益勘定留保資金として現金の出し入れを伴わない、減価償却費と長期前受戻入のうちから4,175万8,000円を補填するものとする。

収入の方で、第1款、資本的収入は842万4,000円でございます。こちらは第2項の工事負担金842万4,000円。新規の加入金、約60件などを見込んでおるものでございます。

支出につきましては、第1款、資本的支出で、5,018万2,000円でございます。

第1項、建設改良費1,612万7,000円、改良工事費、あと検満メーター購入費等でございます。

第2項、企業債償還金につきましては、3,205万5,000円、これまでの起債の償還分等でございます。

第3項、予備費は200万円を見込んでおります。

2ページをご覧ください。

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ1,606万9,000円及び1,373万8,000円である。

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は1,000万円と定める。借入予定はないけれども、限度額を定めるということで、緊急時の対応ということでございます。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員の給与費 2,981万6,000円でございます。総経費の給料、手当、法定福利でございます。それと交際費。塩野上宿用水組合等の賄うものでございます。

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、235万7,000円と定める。

続きまして、12ページをご覧ください。

平成28年度御代田小沼水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。こちらにつきましては、実際の現金の出し入れでございます。

平成28年4月1日から29年3月31日までの現金でございますが、1番といたしまして、業務活動によるキャッシュ・フロー。原材料、商品またはサービスの購入による支出6,458万4,000円でございます。人件費に伴うものは、3,308万4,000円。それと、その他の事業支出が5万円、営業収入が1億6,310万3,000円で、小計6,538万5,000円でございます。

利息及び配当金の受取額につきましては102万5,000円、基金積立利息等でございます。利息の支払額872万2,000円、こちらは企業債の利息等でございます。業務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、5,768万8,000円でございます。

続きまして、2の投資活動によるキャッシュ・フロー。固定資産の取得による支出。建設改良費でございます。1,612万7,000円。固定資産の売却による収入等は0でございますが、受益者負担金等による収入、工事の負担金、加入金でございますが、842万4,000円。投資活動によるキャッシュ・フローは、770万3,000円でございます。

3番の財務活動によるキャッシュ・フロー。企業債の償還による支出でございます。3,205万5,000円でございます。

4、資金増加額1,793万円、こちらが黒字分となります。

5番の資金期首残高は、27年度の流動資産、現金預金7億8,677万4,000円でございます。

6番、資金期末残高が、28年度の流動資産、現金預金として8億470万4,000円を見込んでございます。

ですから、当年度、おおむね1,800万円の基金積立を予定しているところでございますが、今後の老朽化の説明、それと排水池施設の更新に要する建設費にあてる資本的支出に備えるための基金の積み立てを行うものでございます。

以上のとおり、ご審議の方をお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第４２ 議案第３９号 平成２７年度御代田町

一般会計補正予算案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第４２ 議案第３９号 平成２７年度御代田町一般会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土屋企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） それでは、議案書の２０５ページをお願いいたします。

議案第３９号 平成２７年度御代田町一般会計補正予算案（第７号）について、ご説明をいたします。

次の予算書の１ページをご覧ください。

平成２７年度御代田町の一般会計補正予算（第７号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ２億３，４９６万５，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６１億６，８４１万４，０００円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第２条 地方自治法第２１３条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

次の2ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、お手元の資料番号3でご説明をいたしますので、そちらをご覧ください。

まず歳入でございます。

款10、地方交付税。項1、地方交付税でございますが、既定額の361万2,000円の増額を計上するものでございます。普通交付税の追加分でございます。

それから、款12、分担金及び負担金。項1、負担金で、既定額から6万3,000円減額するもので、これはクラインガルテンの浄化槽負担金でございます。

款13、使用料及び手数料。項1、使用料でございますが、252万5,000円の増額でございます。主なものといたしましては、墓地永代使用料で299万9,000円の増額ということ、クラインガルテンの使用料については48万余の減です。

款14、国庫支出金。項2、国庫補助金、既定額から216万4,000円を減額するものでございまして、こちらでは、地方創生加速化交付金1,599万円を計上はしておりますが、まだちょっと明確な連絡が来てございませんので、ここで計上はさせていただいて、交付の決定があった場合、仕事をしていくという状況で考えております。社会資本整備総合交付金の関係で2,000万余の減、情報セキュリティ強化補助金ということで、620万円の計上であります。

項3、委託金でございますが、94万7,000円の減でございまして、主なものといたしましては、国民年金事業委託金で95万円余の減となっております。

款15、県支出金。項2、県補助金。既定額から535万4,000円を減するものでございまして、新規就農経営継承補助金で370万余、合併浄化槽関係で60万余、鳥獣被害防止総合対策交付金等で90万余の減となっております。

項3、委託金でございますが、2万8,000円の増額ということで、子育て家庭優待パスポート委託金ということで計上であります。

款17、項1、寄付金でございますが、既定額に959万の増額でございまして、ふるさと納税寄付金でございます。

款18、繰入金。項1、基金繰入金でございますが、既定額から2億557万1,000円を減するものでございます。土地開発基金繰入金を3,500万余の

減、それから役場庁舎整備基金に予定をしておりました1億7,000万につきましては、本年度分の事業費につきましては一般財源を充当することで、後年度の支出に備え、本年度の繰り入れを取りやめることといたしました。

款20、諸収入。項4、雑入でございますが、既定額から12万1,000円を減ずるものでございまして、大きくは農業生産施設被害支援補助金返還金で、140万余の雑入としての返還がございます。

款21、項1、町債。既定額から3,650万円を減ずるものでございまして、公共事業公債で1,500万円、それから都市再生整備計画事業債で2億2,080万円の減という計上でございます。

歳入合計では、既定額から2億3,496万5,000円を減じ、総額を61億6,841万4,000円とするものであります。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1、項1、議会費でございますが、既定額に27万2,000円の増額でございます。こちらにつきましては、議員の期末手当が主な増額理由でございます。

款2、総務費。項1、総務管理費は、2,341万5,000円の増額でございます。情報セキュリティ強化委託料ということで1,490万余、それから、ふるさと創生基金積立金で460万円、ふるさと納税特典の委託料として370万余を計上させていただいております。

項2、徴税費でございますが、34万円、これは一般人事管理経費でございます。

項3、戸籍住民基本台帳費でございますが、253万7,000円の増額でございます。主なものといたしまして、個人番号カード事務委任交付金でございます。

款3、民生費。項1、社会福祉費。既定額の1,164万4,000円の増額をお願いするもので、先ほどの加速化交付金でのNPO法人が支援補助金ということで、1,249万円、それから臨時福祉給付金が、事業の確定により、247万8,000円の減、低所得者向け給付金関係で156万円の増額でございます。

項2、児童福祉費は、既定額から436万4,000円の減でございます。東原児童館用地の購入差金230万余、それから雪窓保育園の臨時職員賃金の関係で160万余の減となっております。

款4、衛生費、項1、保健衛生費でございますが、既定額から83万1,000

円を減ずるものでございまして、佐久広域の斎場の関係で116万1,000円の減が主なものでございます。

項2、清掃費、既定額から604万2,000円を減ずるものでございまして、大きなものとしては、環境施設組合負担金が440万余、減となっております。

款6、農林水産業費。項1、農業費は、既定額から965万7,000円を減ずるものでございます。新規就農関係で370万余、そば耕作者補助金で380万余、それぞれ減額となっております。

項2、林業費でございしますが、既定額から168万7,000円を減ずるものでございまして、森林整備事業補助金の返納金124万5,000円の減が、その主な部分でございます。

項3、農地費、既定額から62万4,000円を減ずるものでございまして、千ヶ滝用水工事負担金減額の76万余が主要因でございます。

款7、項1、商工費でございしますが、既定額に35万8,000円を増額するものでございまして、やまゆり工業団地の防犯灯を設置する工事75万6,000円を計上させていただいております。

款8、土木費。項1、土木管理費。既定額に20万円の増額でございしますが、一般人事管理経費でございます。

項2、道路橋梁費は、既定額から4,496万4,000円の減ということで、都市再生整備計画事業で2,500万余、社会資本整備事業で2,400万余、それぞれ減となっております。

項4、都市計画費でございしますが、既定額に795万4,000円を増額するものでございまして、こちらは、公共下水道事業への繰出金981万余が主要因でございます。

次に、5ページでございます。

項5、住宅費でございしますが、既定額から967万4,000円を減ずるものです。一番大きなものとしたしましては、町営住宅修繕工事費ということで、平和台住宅の取りこわしが終了いたしまして、差金を減ずるものでございます。

款9、消防費。項1、消防費でございしますが、既定額から142万1,000円を減ずるものでございまして、一番大きなものとしたしましては、佐久広域消防費負担金173万3,000円の減額が主要因でございます。

款10、教育費。項1、教育総務費は6万9,000円の減。こちらにつきましては、視聴覚ライブラリーの負担金の減等々でございます。これは増額ですね。すみません。人事管理経費が9万円、特別職の人事管理経費が4万円の増ということで、相殺して6万9,000円の増でございます。失礼いたしました。

項3、中学校費は、既定額に2万3,000円の増額ということで、生徒指導員教員の賃金が若干不足するということでの増額でございます。

項4、社会教育費は、既定額に22万円の増額でございます、こちらも人件費の増額でございます。

項5、こちらは保健体育費でございますが、既定額から288万6,000円の減額でございます。これはプール解体工事の差金300万円を減ずるものが主要因であります。

項6、学校給食費につきましては、22万円の増額でございますが、これも人事管理経費の関係でございます。

予備費で2億6万7,000円を減じて調整をいたしまして、2億3,496万5,000円を減じ、総額61億6,841万4,000円とするものでございます。

予算書の6ページにお戻りをいただきたいと思っております。

「第2表 繰越明許費」でございます。

款、項、事業名、金額の順に申し上げます。

款2、総務費。項1、総務管理費では、自治体情報セキュリティ強化対策委託料ということで1,490万4,000円。同じく役場庁舎整備事業ということで2,172万円、公共交通ニーズ調査委託料ということで350万円。この350万円と、先ほど申しました、この次の1,249万円のものが、加速化交付金の関係でございますので、交付がなければ事業実施できない状況のものでございます。

款3、民生費。項1、社会福祉費。NPO法人化支援補助金1,249万円でございます。

款6、農林水産業費。項1、農業費でございますが、クラインガルテン事業、こちらにつきましては、333万1,000円の繰り越しでございますが、こちらにつきましては進入路の整備用地関係で、ちょっと時間がかかるということでございます。

項 3、農地費。こちらにつきましては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業で、2,444万1,000円を繰り越すものでございますが、これは追加交付ということで、これは近々発注になるものでございます。

款 8、土木費。項 2、道路橋梁費。都市再生整備計画事業（道路改良）で5,700万円。同じく社会資本整備総合交付金事業（橋梁修繕）で1,730万円。

款 10、教育費。項 5、保健体育費でございまして、海洋センタープール跡地整備工事ということで811万円を計上いたしました。

繰越明許費としての合計は1億6,279万7,000円という状況でございます。

次の7ページをご覧ください。

「第3表 地方債補正」でございます。

まず、追加といたしまして新たに一般補助施設整備等事業債ということで130万円でございますが、この起債の方法、利率、償還方法につきましては、ここに記載のとおり従前と変わりはありません。

変更といたしまして、公共事業等債で、限度額を3億3,560万円から2億9,780万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還方法等につきましては、変更はございません。

説明につきましては、以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間は、議事の都合であらかじめこれを延長します。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

野元三夫議員。

（6番 野元三夫君 登壇）

○6番（野元三夫君） 議席番号6番 野元三夫です。

1点だけお伺いいたします。

資料番号3の2ページ。款3、民生費。項1、社会福祉費の中で、NPO法人化支援補助金が1,200万円計上されていますが、どのような事業を行うのか。ま

た、対象事業はどのような団体を予定しているのか、お答えください。

○議長（古越 弘君） 古畑洋子保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） お答えいたします。

高齢者の生活支援では、やはり移送の問題、移送支援のニーズが高く、課題となっているような状況でございます。

現在、はつらつサポーターが総合事業の一環としまして、通所サービスBを町内3カ所で実施しておりますけれども、利用者の皆様が徒歩で通所できる距離ではないため、タクシー等による移送支援を行っている状況でございます。今後更に利用者が増加する中で、移送支援も含め、通所サービスBによる支援を充実させていく必要性があります。このため、はつらつサポーターが地域の担い手として移送支援としての福祉入所運送を実施するためには、道路運送法施行規則によりまして法人でなければ認めないため、今回の補助金を活用してNPO法人の設立を目指すものでございます。

以上です。

○議長（古越 弘君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） では、高齢者用の移送タクシー、運送業を行うNPOを立ち上げる予定であると、そういうことでよろしいですね。

○議長（古越 弘君） 古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） ちょっと、この補助金が確定するものではございませんので、一応そういった予定をしているということでございます。

○議長（古越 弘君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） 質問を終わります。

○議長（古越 弘君） ほかに質疑のある方。池田健一郎議員。

（13番 池田健一郎君 登壇）

○13番（池田健一郎君） 議席番号13番 池田です。

2点ほど、お願いします。

資料番号3の2ページにあります款6の農林水産関係で、そば耕作者補助金の減額補正と、それからもう1つ、その下の林業のところでの森林整備補助金返納金と

いう、その125万。これは前にちょっと、不正と言ったらおかしいけれども、その受給の返済だというふうに聞いていた気がするのですが、その辺をちょっと正しくお願いします。

○議長（古越 弘君） 荻原産業経済課長。

（産業経済課長 荻原春樹君 登壇）

○産業経済課長（荻原春樹君） お答えいたします。

そば耕作者補助金につきましては、そばの耕作者に対しまして、1キロ200円の補助金を支出しているところでありましたが、本年、非常に不作であったということから、減額をお願いするものでございます。

それと、森林整備補助金返納金でございます。こちらは、国及び県の補助金をいただきまして森林整備事業を行ったわけでございますが、12月の補正で、こちらの補助金の返還をしていくということで、お認めをいただきました。この中で、国、県の分に対しまして、あるいは町に対しまして、加算金ということで加算金をプラスして森林組合の方に請求することを予定してございましたが、こちらの加算金が必要なくなりましたもので、減額をさせていただいたところでございます。

○議長（古越 弘君） 池田健一郎議員。

○13番（池田健一郎君） はい、わかりました。

続いて、予算書の、これは12ページになります。農林水産業県補助金の減額が、非常に大きな減額補正がされているのですけれども、これは、この項目を調べるみると、去年も、去年の3月のあれにも、8,300万円ほどの減額補正されているのですね。今年もこれだけ大きな減額をしなければいけないという、その理由はどこにあるのでしょうか。

また、1つには、この計画の立て方に何か矛盾があったのではないのか。予算の立て方に矛盾があったのではないかというような気もするのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（古越 弘君） 荻原産業経済課長。

（産業経済課長 荻原春樹君 登壇）

○産業経済課長（荻原春樹君） お答えいたします。

12ページの農林水産業費県補助金のうち、減額の大きいものといいたしまして、新規就農経営継承総合支援事業補助金が一番大きな減額で、375万円というよう

なことになっております。こちらの補助金は、先ほど議案質疑でございましたとおり、新規就農者に対して補助金を交付している事業でございまして、このうち、375万円のうち300万円につきましては、前年、農業所得が250万円を超えた方が2名いらっしゃいまして、この補助金が該当しなくなったということで、減額をさせていただきました。

それともう一方、新規に経営をされるということで1年間分予定しておりましたが、就農時期が半年ほど後ろになりまして、本年度、75万円の支出ということで、75万円を減額をさせていただいたところです。

こちらにつきましては、やはりそれが確定したところで減額をすればよかったと思うところであります。この3月になってしまったことは、ちょっとまずかったなと。確定したところで減額をしておくべきものであったと、このように考えているところであります。

○議長（古越 弘君） 池田健一郎議員。

○13番（池田健一郎君） 減額の内容が、要するに、業績がよかったからこういうあれが必要なくなったということであれば、さして大きな問題ではないと思います。

以上で終わります。

○議長（古越 弘君） ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終わります。

―――日程第43 議案第40号 平成27年度御代田町国民健康保険事業勘定

特別会計補正予算案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第43 議案第40号 平成27年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） 議案書206ページをお願いいたします。

議案第40号 平成27年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について、ご説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成27年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,779万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億8,846万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

款3、国庫支出金。項1、国庫負担金でございますが、補正額1,423万9,000円の減額でございます。医療費が伸びていないため、療養給付費等国庫負担金と高額療養費共同事業負担金の減額が主な理由でございます。

款4、県支出金。項1、県負担金でございます。101万円の減額でございます。こちらも同様の理由でございます。

項2、県補助金でございますが、2,085万7,000円の減額でございます。保健財政共同安定化事業の拠出超過への補てんとして別に見込んでおりましたが、県特別調整交付金の中に既に含まれていたための減額でございます。

款7、項1、共同事業交付金でございます。交付額決定によりまして、173万2,000円の減額でございます。

款9、繰入金。項1、他会計繰入金でございますが、保健事業実施に伴い、職員の人件費を一般会計から国保特別会計へ繰り入れている分の給与改正に伴う増額分としまして、4万円の増でございます。

歳入合計でございますが、既定額から3,779万8,000円を増額いたしまして。失礼いたしました。減額いたしまして、20億8,846万6,000円でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 2、保険給付費。項 1、療養諸費は、補正額でございますが、一般療養給付費の伸びが今回少ないために、2月から4月支払い分を、8,700万を月に平均で見込んでおりまして、1,439万8,000円の減額でございます。

項 2、高額療養費。一般高額療養費でございますが、こちらも、2月、3月の支払い分を最大で1,400万円を月平均で試算しておりまして、1,770万6,000円の減額でございます。

款 3、項 1、後期高齢者支援金でございますが、こちらは財源変更でございます。

款 6、項 1、介護納付金でございますが、こちらも財源変更でございます。

款 7、項 1、共同事業拠出金でございます。こちらは、拠出金額の確定によりまして232万9,000円の減額でございます。

款 8、保健事業費。項 1、特定健康診査等事業費でございますが、こちらも財源変更でございます。

項 2、保健事業費でございますが、保健事業実施に伴いまして、職員の人件費を一般会計から国保特別会計へ繰り入れてある分の給与改正に伴う増額分としまして、4万円の増でございます。

款 11、項 1、予備費でございますが、340万5,000円の減額でございます。

歳出合計でございます。補正額3,779万8,000円を減額いたしまして、20億8,846万6,000円でございます。

説明は以上でございます。ご審議をいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第44 議案第41号 平成27年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計補正予算案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第44 議案第41号 平成27年度御代田町介護保険事業

勘定特別会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

(保健福祉課長 古畑洋子君 登壇)

○保健福祉課長(古畑洋子君) 議案書207ページをお願いいたします。

議案第41号 平成27年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について、説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成27年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ40万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億1,435万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

款8、繰入金。項1、他会計繰入金でございますが、補正額40万9,000円の増額でございます。介護給付費の高額介護合算の増額と職員の給与改正に伴う人件費の増額でございます。

歳入合計ですが、補正額40万9,000円を増額いたしまして11億1,435万7,000円でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2、項1、保険給付費でございます。補正額でございますが、高額医療合算介護サービス費の伸びによりまして、30万円の増額でございます。

款3、地域支援事業費。項2、包括的支援事業・任意事業費でございますが、職員の給与改正に伴う増額分といたしまして、11万円の増額です。

款4、項1、基金積立金でございますが、3,000万円の増額でございます。

介護保険給付費が6期計画で算定した額より伸びが低いため、基金積み立てでございます。

款8、項1、予備費でございます。3,000万1,000円の減額でございます。

歳出合計ですが、補正額40万9,000円を増額いたしまして、11億1,435万7,000円でございます。

説明は以上でございます。ご審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第45 議案第42号 平成27年度御代田町後期高齢者医療

特別会計補正予算案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第45 議案第42号 平成27年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） 議案書208ページをお願いいたします。

議案第42号 平成27年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案について、説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成27年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ268万円を追加し、歳入歳

出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,906万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

款1、項1、後期高齢者医療保険料でございます。補正額でございますが、新規被保険者増加等によりまして、268万円の増額でございます。

歳入合計ですが、補正額268万円を増額いたしまして、1億2,906万4,000円でございます。

続きまして、3 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2、項1、後期高齢者医療広域連合納付金でございます。補正額でございますが、268万2,000円で、保険料等負担金でございます。

款5、項1、予備費は、2,000円の減額でございます。

歳出合計ですが、補正額268万円を増額いたしまして、1億2,906万4,000円でございます。

説明は以上でございます。ご審議をいただきますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

――日程第46 議案第43号 平成27年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算案について――

○議長（古越 弘君） 日程第46 議案第43号 平成27年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大井建設水道課長。

(建設水道課長 大井政彦君 登壇)

○建設水道課長(大井政彦君) 議案書209ページをご覧ください。

議案第43号 平成27年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について、別冊のとおり提出するものでございます。

補正予算書の1ページをお開きください。

平成27年度御代田町の公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ18万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億404万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

次の2ページをご覧ください。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

款1、分担金及び負担金。項1、負担金でございます。補正額182万5,000円の増額をお願いするもので、こちらにつきましては、受益者負担金の1月末期におけますところの収入見込みによる増額でございます。

款2、使用料及び手数料。項1、使用料でございますが、先ほどの一般会計の質疑でもございましたが、今年度、接続予定されておりました事業者が、現在までになぎ込みに至らなかったことによる減額補正をお願いするものでございます。

1,500万円の減額でございます。

款4、繰入金。項1、他会計繰入金は、981万7,000円の増額をお願いします。

款6、諸収入。項1、雑入、こちらにつきましては、消費税の修正申告によりま

すところの還付金になります。353万8,000円の増額をお願いするものでございます。

歳入合計につきましては、18万円でございます。合計は7億4,004万円となります。

3ページの方をお願いいたします。

歳出でございますが。

款1、土木費。項1、都市計画費、こちらにつきましては、人事院勧告によりますところの給与の差額分の増額補正をお願いするもので、18万円の増額をお願いします。

款2、項1、公債費につきましては、増減はございません。

歳出合計は18万円、合計が7億404万円でございます。

4ページは、「第2表 繰越明許費」でございます。

款1、土木費。項1、都市計画費。事業名は、平成27年度御代田浄化管理センター耐震補強・長寿命化工事。この工事につきまして、27年度分の2,320万円を全額繰越でお願いするものでございます。

以上のとおり、ご審議をお願いします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第47 議案第44号 平成27年度御代田小沼水道事業会計

補正予算案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第47 議案第44号 平成27年度御代田小沼水道事業会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書 210 ページになります。

議案第 44 号 平成 27 年度御代田小沼水道事業会計補正予算案について、別冊のとおり提出いたします。

次の補正予算書の 1 ページをご覧ください。

平成 27 年度御代田小沼下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第 1 条 平成 27 年度御代田小沼下水道事業会計予算第 3 条中に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正する。

収益的支出につきましては、2 ページにもございますが、営業費用といたしまして、補正額 12 万 4,000 円の増額をお願いするものでございます。こちらにつきましては、総経費としての人事院勧告による給与差額分の増額補正でございます。

第 51 款、水道事業費用といたしましては、補正予算額 12 万 4,000 円となりまして、総合計につきましては 1 億 8,352 万円でございます。

（職員給与費の補正）

第 3 条 予算第 6 条中に定めた職員給与費の予算額を次のとおり補正する。

先ほど来の職員給与費としてございますところの 12 万 4,000 円の給与の差額分の補正をお願いするものでございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 48 報告第 1 号 平成 28 年度御代田町土地開発公社事業計画

及び予算の報告について―――

○議長（古越 弘君） 日程第 48 報告第 1 号 平成 28 年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土屋企画財政課長。

(企画財政課長 土屋和明君 登壇)

○企画財政課長(土屋和明君) お疲れのようですけれども、もうしばらくお付き合いください。211ページをお開きください。

報告第1号 平成28年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の報告について。

平成28年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算を、この2月10日、御代田町土地開発公社理事会において決定し、提出されましたので、自治法の規定により報告をするものでございます。

次の1ページをご覧ください。

ちょっと印刷が悪くて申しわけありません。平成28年度御代田町土地開発公社事業計画でございますが、この事業計画を次のとおりとするということで。

1、用地取得計画といたしまして、用地名、やまゆり工業団地、これの未買収地を取得するものでございます。取得予定面積が3,128平方メートル、取得予定額が1,846万1,666円という計画でございます。これはあくまでもマックスの金額でございますが、まだ交渉に入っておりませんので、金額については、お取り扱いにご注意をいただきたいと思っております。

次のページをお願いいたします。

土地開発公社の予算でございます。

(総則)

第1条、平成28年度御代田町土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入といたしまして、事業外収益で1,000円、収入合計として1,000円でございます。

支出は、ございません。

款2、販売費及び一般管理費でございますが、18万3,000円でございます。

支出合計が18万3,000円となりまして、収益的収入支出差額は、18万2,000円の減でございます。

次の3ページでございます。

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入につきましては、ございません。

支出で、第1款、資本的支出。第3項、土地造成事業費、経費といたしまして、1,846万2,000円の計上で、支出合計が1,846万2,000円となる計画でございます。

次の4ページから7ページにつきましては、収益的収支、それから資本的収支及び資金計画でございますので、後ほど確認をお願いしたいと思います。

8ページをご覧いただきたいと思います。

予定損益計算書でございます。

事業総損失はございません。販売費及び一般管理費として18万3,000円、事業損失は18万3,000円となります。

4の事業外収益で、受取利息が1,000円、経常損失としては18万2,000円の計上となり、当期損失は18万2,000円の計上となっております。

次の9ページでございますが、予定貸借対照表でございます。

資産の部といたしましては、流動資産の合計が2億289万円、内訳といたしましては、現金預金で824万2,000円、公有用地として7,259万3,000円、未成土地として1億2,205万5,000円ということになりまして、資産合計が2億289万円ということになります。

負債の部でございますが、固定負債の長期借入金が1億3,570万円で、負債合計が同額の1億3,570万円となります。

資本の部といたしましては、資本金の基本財産350万円、町からの出資分でございます。

それから、2といたしまして準備金または欠損金ということで、前期繰越準備金が6,387万2,000円、当期純損失が18万2,000円を控除した金額として、資本合計が6,719万円で、これに負債合計を加えた負債資本合計が2億289万円となり、これが資産合計と合致してまいります。

10ページからは付属明細表でございますので、後ほどご確認をお願いします。

説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長(古越 弘君) 以上で、報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、平成28年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の報告を終わります。

―――日程第49 報告第2号 平成27年度御代田町土地開発公社

第2回補正予算の報告について―――

○議長(古越 弘君) 日程第49 報告第2号 平成27年度御代田町土地開発公社第2回補正予算の報告についてを議題とします。

報告を求めます。

土屋企画財政課長。

(企画財政課長 土屋和明君 登壇)

○企画財政課長(土屋和明君) それでは、議案書の212ページをお願いいたします。

報告第2号 平成27年度御代田町土地開発公社第2回補正予算の報告について。

補正予算を2月10日の御代田町土地開発公社理事会に提出し、承認されたので、地方自治法の規定により、報告をするものでございます。

次の1ページをお開きいただきたいと思います。

平成27年度御代田町土地開発公社変更事業計画といたしまして、事業計画の中で並行しますのは、(3)の売却予定額で661万6,096円とするということでございます。面積と所在地等は変更ございません。これは、先行取得をしておいた用地の簿価は、地価の下落もありまして、現在の実勢価格より高いものとなっております。

この用地を補助対象とするためには、実勢価格、今回の事業買取価格での買取が必要です。このため、売却予定金額を変更いたしまして、簿価割れする部分につきましては、町から補てんをする方向で変更をするものです。

2ページをご覧ください。

第2回補正予算でございます。

(収益的収入及び支出)

第2条、収益的収入及び支出の予定額を、いつものとおり補正をいたします。

収入でございますが、款1、事業収益。第1項、公有地取得事業収益を、602万6,000円減額して、4,288万7,000円とするものでございます。

款2といたしましては、第4項で雑収益といたしまして、同額を計上いたしまして増加させるものでございます。

収入合計には変更ございません。支出合計も変更はございません。

次のページをお願いいたします。

(資本的収入及び支出)

第3条の資本的収入及び支出については、補正額はございません。

4ページ以降は、この補正に伴い、収益的収支、資本的収支、それから資金計画、予定貸借対照表等が変更されるものです。後ほど確認をお願いしたいと思います。

説明は、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

(「字がわからない」と言う声あり)

○企画財政課長(土屋和明君) 用地ですか。用地は休ヶ原ということで、平和台線でございます。

申しわけありません。ちょっと原稿のかすれがあったようで。平和台線は、魚富さんの前から佐々木接骨院ですか、中学校関係で改修が終わった、あのエリアのところで先行取得をしてあった用地でございます。一番魚富さんに近いエリアの先行取得した用地でございます。

○議長(古越 弘君) 以上で、報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、平成27年度御代田町土地開発公社第2回補正予算の報告を終わります。

以上で、すべての議案に対する質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第9号から議案第44号までについては、会議

規則第39条の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

―――日程第50 請願第9号 「集団的自衛権」行使を具体化し、戦争につながる安全保障関連二法のすみやかな廃止を求める請願について―――

―――日程第51 請願第10号 米軍輸送機CV22、MV22両オスプレイの飛行訓練に反対し、飛行中止を求める意見書提出の請願について―――

○議長(古越 弘君) 日程第54 請願第9号 「集団的自衛権」行使を具体化し、戦争につながる安全保障関連二法のすみやかな廃止を求める請願について。日程第55 請願第10号 米軍輸送機CV22、MV22両オスプレイの飛行訓練に反対し、飛行中止を求める意見書提出の請願について、今定例会に提出され、受理しました。お手元に配付してあります請願付託表のとおり、会議規則第92条の規定により、所管の常任委員会に付託しますので審査願います。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了しました。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

散 会 午後4時35分